第一部　事件の概要

「その日」までの経緯　（昭和二十九年三月一日から三月十六日まで）

昭和二十九年（一九五四年）三月一日早朝、アメリカは中部太平洋上のマーシャル諸島ビキニ環礁で水爆の実験をした。世にいうビキニ事件の発端である。その威力は十五メガトンといわれ、広島に落とされた原爆の千倍の威力を持つといわれるものである。

この実験に関して三月二日の朝日新聞の夕刊は次のように報じている。

『〔ワシントン発＝AP〕ストローズ米原子力委員会（AEC）議長は〔一九五四年三月〕一日、マーシャル群島にあるAEC管理下の実験用地域で「原子装置の爆発」が行われたが、この爆発は一連の原子力実験の最初のものであると発表した。右発表はどんな原子力の爆発が行われたかを明らかにしていないが、今後行われる一連の実験には水爆の爆発も含まれるものと思われる。』

「原子装置の爆発」というごく簡単な表現で行われたこの実験が、のちに日本中を巻き込む大騒動になろうとは、この時点では誰も予想していなかった。この「装置」を作った米科学者でさえ、これほど物凄い威力を持ったものであるとは誰も予想していなかったという。事件が公になったあと、三月十八日の朝日新聞の夕刊は『ビキニ「水爆」実験の真相、想像絶した爆発力、想定不能、米科学陣も驚倒』とアメリカ側の狼狽ぶりを報じている。

アメリカはこの年、三月一日から五月十四日まで六回にわたって「キャッスルテスト」と呼ばれる

一連の水爆実験をしているが、ビキニ事件の発端となった三月一日の実験は、その第一回目だった。テストに使った水爆には「ブラボー」という名前がつけられており、十五メガトンという威力は実験に使われたものの中では最も大きいものである。（米原子力委員会の発表による）

一日の実験時間については、昭和二十九年三月十六日の読売新聞は、第五福龍丸（一四〇・八六トン、二十四人乗組）乗組員の話として「現地時間の午前三時」と報じているが、ＡＥＣ（米原子力委員会）の発表では「現地時間の午前六時四十五分」としている。ＡＥＣ（米原子力委員会）の発表した日時と、日本側が微気圧振動計で観測したものとでは若干の相違があると、第五福竜丸平和協会が発行した「ビキニ被災資料集」では指摘している。

「蒼・No.5」（ローカル通信舎刊・昭和六十二年一月）は『現地時間の午前六時四十五分（日本時間午前四時十二分）、点火のスイッチが押されると一瞬にして直径四キロの火の球状の閃光になり、火柱は一分足らずで十四キロ上空にまで達した。』と表現している。時間はともかく、第五福龍丸はそのとき、実験現場から北東へ約百六十キロ離れた東経一六六度三五分二五秒、北緯一一度五三分二五秒の地点にいた。閃光は瞬時に、轟音は七～八分後に、そして問題の死の灰は、二時間後に第五福龍丸の上にやってきたという。もちろんこの時は、それが死の灰だと知るものはだれもいない。しかしそれが異常なものであることはだれの目にも明らかだった。身の危険を感じた第五福龍丸は、最終の揚げ縄をそこそこに切り上げて帰途についた。

当日の当直日誌には次のように記されている。

『ビキンニ環礁の中心迄87浬　ビキンニ島迄75浬　03ｈ30ｍ（注・午前三時三十分）　ビキンニ島に於いて原爆実験行わる　夜明け前なるも非常に明るくなり煙柱あがり2時間後にはE80浬の地点の本船には爆発灰多数の落下を見る　5時間に至る
身の危険を感じ只ちに揚縄を開始　この海域からの脱出をはかる
終了后燃料の調査する　厳重な警戒をもって帰路につく』

読売新聞の報道は、この日誌に基づいたものと思われる。この日誌の中の時間は、日本時間より四十二分も早い。この誤差は何なのか不明である。

キャッスルテストと呼ばれるこの水爆実験は、三月一日のものを含めて六回行われ、日本のマグロ漁船は、六回とも何らかの影響を受けているので、その日時を記しておく。（蒼・No.5による）

回	月　日	場　所	爆弾名	状　態	大きさ
第一回	3月1日	ビキニ	ブラボー	地上	15メガトン
第二回	3月27日	ビキニ	ロメオ	水面	11メガトン
第三回	4月7日	ビキニ	クーン	地上	110キロトン
第四回	4月26日	ビキニ	ユニオン	水面	7メガトン
第五回	5月5日	ビキニ	ヤンキー	水面	13メガトン
第六回	5月14日	ビキニ	ネクター	水面	2メガトン

第五福龍丸が母港の静岡県焼津港に入港したのは、十四日午前五時三十分である。このときすでに

船員の何人かは死の灰を浴びて火傷のような症状を見せるものがあり、うち重症患者二人が東大病院に運ばれた。この事実を読売新聞が特ダネとして報じたのは十六日の朝刊である。この記事は十四版（都内版）にだけ掲載されたため、三崎町民（当時は合併前だった。町村合併で三浦市が誕生するのは翌三十年一月一日である）がこのニュースを知ったのは十六日の夕刊である。したがって十六日朝の三崎魚市場も、横浜の市場も全く平常通りに取り引きが行われた。

十六日の三崎港報（夕方に発行される）は、第五福龍丸事件のことについて何一つ触れていないし、三崎魚市場の魚価も全く大きな動きは見せていない。天下の大騒動として、三崎が巻き込まれていくのは十七日以降である。こうしたことから三崎漁港でのビキニ事件のスタートは十七日からということになる。

第五福龍丸は、十五日朝から水揚げをした。乗組員全員は十四日、焼津協立病院で健康診断を受け、この時点で全員が「原爆症の疑いがある」と診断された。

一方、水揚げされたマグロは、十五日のうちに東京をはじめ東海道沿線の各都市に出荷された。この時点ではまだ、マグロが放射能に汚染されているという認識はなかった。十四日の診断で乗組員全員が「原爆症の疑いがある」と診断され、十五日には県の衛生部に報告されたが、まだこの時点ではことの重大さに気付く人はいなかった。しかし十六日の新聞報道と、十六日に東京築地魚市場、大阪中央魚市場で焼津から送られたマグロから放射能が検出されたことにより、俄然大騒ぎとなった。この時点で、三崎にも第一報が届けられたと推測されるが確証はない。ただ、十六日、すでに三崎でも話題になっていたのかと思わせる新聞記事がある。十八日の読売新聞の朝刊のコラムに次のような記

事が載っている。

『▽…十六日午後のこと〃原子マグロ〃でひっくりかえるような騒ぎの三崎地区署に葉山御用邸の皇宮警察本部から「十五日三崎からマグロを仕入れ食卓に供したが、大丈夫か…」と電話で問い合わせ。』（以下略）

この記事ではすでに三崎では、十六日「ひっくりかえるような騒ぎ」をしていたことになる。だが、同じ十八日の神奈川新聞はちょっとニュアンスの違った書き方をしている。

『三崎地区署に十六日皇宮警察葉山御用邸警備本部から至急電話がかかり「三崎のマグロは大丈夫か」という問い合わせがあり、同署員も目を白黒させた。これは目下葉山に両陛下と皇太子殿下がご滞在中だが、係員が十四日三崎でマグロを買い上げたところ、原爆マグロ事件がもちあがり「これは一大事」と三崎マグロの出所先調査となったもの。』（以下略）

この記事からは「初耳で署員が目を白黒させた」という印象が強い。購入日も、読売が十五日に対し、神奈川は十四日と一日のずれを見せている。

当時の三崎保健所所長の坂野薫さんは、神奈川衛生年報昭和三十二年～三十三年版に次のような一文を載せている。

（前略）『前日の夕刊に載った焼津の第五福龍丸の事を友人の家で見せられた時には、まだ他人事のような気易さでいたが、昭和二十九年三月十七日の朝刊で「原子マグロ」という大活字の見出しのもとに、福龍丸の積んで来た鮫肉の放射線写真（ラジオオートグラフ）を見た時は、こいつは只ごとではないと直感した。』（以下略。この文章は「第三部・事件を記録した人たち」で紹介）

もう一人、当時三崎港遠洋漁船船員組合（船員組合）にいたM・Sさんは、三月十七日の日記（個人）に『原子爆発の洗礼を受けた焼津のマグロ漁船のことで所謂マスコミュニケーションはそれでもちきりなり』と記している。十六日の項には、ビキニ事件について一切触れていない。三崎の人たちが、事件に関心を持ったのは十七日からと思われる。（この日記は「第三部・事件を記録した人たち」で紹介）

邦人漁夫ビキニ原爆実験に遭遇
23名が原子病
一名は東大で重症と診断
水爆か
死の灰つけ遊び回る
焼けたゞれた顔
ジェット機駅へ驚落
夜の女殺さる
工場など11むね焼く

被爆して静岡県焼津港に入港した第５福龍丸の第１報を報じた昭和 29 年３月 16 日付き読売新聞の朝刊社会面（14 版）

神奈川県鰹鮪漁業協同組合（丸生）が、創立二十年を記念して発刊した「組合史」では「原爆被災とその補償」の項で、『三月十六日、読売新聞夕刊によって焼津入港の第五福龍丸乗組員二十三人が水爆被害を受けた事を報道され、翌十七日各新聞一斉にこの問題を採り上げ大々的に報道す。』と記している。

「その日」の三崎　（三月十七日）

三月十七日朝、新聞報道などで「第五福龍丸ビキニで被爆」のニュースを知った魚商、船主たちの動きが始まった。三崎でのビキニ事件のスタートである。

この日の朝、三崎魚市場で水揚げを予定していたのは七隻と伝えられるが、うち次の四隻が水揚げをした。

第2大宮丸（四五〇トン）　一万三〇〇〇貫
第10住吉丸（五二一トン）　八四〇〇貫
第13海幸丸（三五二トン）　七六〇〇貫
俊洋丸（二三五トン）　一万〇〇〇〇貫

（十七日付け三崎港報）

この日は、朝から値が伸びず、平素の二、三割安で、午前十時には入札を切り上げたという。この段階ではまだ魚体の検査などは行われていないが、新聞報道などに市場が異常反応を示したものである。この日だけで、船主、魚商の受けた損害は三〇〇万円に上ったと十八日の朝日新聞は報じている。

魚価がどのような影響を受けたか、水産経済新聞の「全国各地漁況」から、十五日～十七日分の三崎の項を紹介する。（単位は貫当り。円）

『

	15日		16日		17日	
	高値	中値	安値	高値	中値	安値	高値	中値	安値
キワダ	六〇〇―三六〇―二五〇			六〇〇―四二〇―二五〇			五〇〇―二六〇―二〇〇		
クロカワ	五〇〇―三五〇―二五〇			五〇〇―三五〇―二五〇			四五〇―二五〇―二〇〇		
メバチ	水揚げなし			一〇〇〇―五〇〇―二七五			五〇〇―三〇〇―二三〇		
ビン長	五八〇―四五〇―四〇〇			五九〇―四五〇―四〇〇			五八五―五五〇―五三〇』		

また神奈川県が三月二十九日に国に対して提出した意見書の添付資料には、次のようなデータが記されている。

『　3　月　キハダ・ビン長平均値　マグロ類平均値

1日～14日	四七七円	四七六円	
15日	（休　日）		
16日	四五一円	三六三円	
17日	四二八円	三〇三円	
18日	四一二円	三六〇円	
19日	（休　業）		
20日	二九四円	二二〇円』	

十七日の動きを追ってみよう。

坂野さんは、十七日朝、用事があって三崎町役場へ立ち寄ったら、たちまち新聞記者に取り巻かれ、事の大きさを感じたと県衛生年報に書いている。ここで、三崎魚市場ではマグロの相場が立たず、入札が打ち切られたことを知る。三崎保健所での動きが始まるのは、坂野さんが保健所に戻ってからのことである。

当時、県衛生部公衆衛生課乳肉衛生係技師の小野勝さんは、三月十七日の朝、新聞とラジオの報道でビキニ事件を知ったが、この時は、この事件が三崎漁港と直接結びつくとは考えもしなかった。他県の話として受け止めていた。しかし、否応なく、事件に巻き込まれることになる。職場に着いて午前九時すぎ、衛生部長→公衆衛生課長というルートで横浜中央卸市場と三崎魚市場での対応をせよという指示が出た。この日の動きを小野さんは「原爆マグロ事件覚書」のなかで次のように記している。

（抜粋）

県衛生部の対応

『（前略）

報道を受けて衛生部長は遠洋マグロ船の入港する横浜中央卸市場及び三崎漁港における対応を公衆衛生課長に命じ、課長の指示を受けて乳肉衛生係は直ちに行動を開始した。

当時は食品衛生部門に放射線測定用の機器（ガイガーカウンター）がなく、西独製の機器を購入したばかりの県工業試験場と国産の機器を有する横浜市立大学医学部放射線科に機器と操作職員の派遣を依頼し、その了承が得られて調査班二班を編成することが出来た。

同日（十七日）午後、第一班は栗原課長と小野技師が工業試験場大野技師と三崎漁港に、第二班は山上係長と横浜市職員が市大宮川教授と横浜中央卸市場に急行した。

三崎保健所の対応

同日（十七日）、三崎保健所は、県と連絡を取りながら行動を起こし、衛生課長ほか担当職員が当日入港していた大洋漁業所属の俊洋丸について状況の調査を開始した。計測用機器がないため応急的にレントゲンフィルムで放射線の被爆状況を船具等で調べたが、特に異常は認められなかった。

調査班の調査結果

第一班は三崎漁港到着後、直ちに俊洋丸の計測を開始した。当時は市場内の電圧が低く、機器を作動させるために市場及び付近の住宅等の電灯も消灯し、やっと作動させた結果、特に異常値は測定されなかった。第二班の検査でも異常値が認められなかったので、衛生部長に結果報告後に公衆衛生課長から県内に該当する漁船の入港はない旨新聞発表を行った。』（以下略）

（小野さんが後に書いた『原爆マグロ事件始末記』を「第三部・事件を記録した人たち」で紹介）

小野さんの所属する第一班は、班編成の手続き、ガイガーカウンターの確保などで時間がかかり、一行が三崎についたのは、十七日の夕刻だったという。一行は当初、三崎館に泊まり込んで調査に当たった。

この日の調査結果を十八日の読売新聞は「またも放射能漁船」という見出しで次のように報じている。

『〔三崎発〕神奈川県工業試験場大野技師は十七日午後六時神奈川県三浦郡三崎港に出張、ガイガーカウンターにより入港中の大洋漁業所属マグロ船俊洋丸（二三八トン、船長須田育夫氏ほか二十五名乗組み）の船体及び漁具、マグロなどに放射能精密検査を行った結果、カウンターの目盛りが船体二八、ビン玉（浮き）二九、マグロ二〇となり、同船が多少放射能を受けたことが立証された。普通一万以上が有害とされているため、この程度なら人体に無害だが十八日朝六時から水揚げされるマグロについても検査が行われる。』（以下略）

十七日朝、マグロの価格が暴落したのを受けて三崎水産関係者の動きが慌しくなった。

この日朝、丸生の寺本正市組合長は、林信雄専務理事とともに水産庁に赴き、「三崎で水揚げされたマグロは安全だ」と了解を求めた。（十八日付け朝日新聞）

また、三崎魚商協同組合（丸魚、現在の三崎水産物協同組合の前身）の久野又兵衛組合長、県水産試験場の永井三夫場長、町水産課の永田清太郎課長の三人が十七日午後、県水産課に行き実情を説明した。（十八日付け毎日新聞）

二件とも、ガイガーカウンターによる検査が始まる前である。初日としては実に素早い動きである。

一方県では、たとえ微量とはいえ俊洋丸から放射能が検出されたことを重く見て、その経路を知るため、ビキニ海域付近で操業しているマグロ船に対し「海水を持ち帰る」よう、十七日夜三崎漁業無線局を通じて依頼した。（十九日付け読売新聞）

「その日」以後の三崎　（三月十八日以降）

水産庁「遠洋漁業陸揚港」として三崎など五港を指定

水産庁では十八日、築地、焼津、三崎、清水、塩釜の五港を「遠洋漁業陸揚港」に指定し、この五港に放射能検知班を置くことを決め、関係知事に通達した。これにより、三月一日以降、ビキニ海域を通過した漁船は、この五港のうちいずれかに入港して検査を受けることが義務づけられた。

この時期、三崎町議会は、三月定例町議会を開会中だった。十七日は特に動きはなかったが、当然話題に上ったことは考えられる。これを裏づけるように十八日の本会議で『原爆実験の停止、及び実験に伴う経済的損害の補償等に関し、政府、国会、県会、その他関係方面に陳情することを議決した』という記録が残っている。これは、まさにシナリオにはなかった緊急提案であった。

またこの日、議会の中に「鮪漁業緊急対策特別委員会」を設置した。委員会のメンバーは、小菅喜久男（委員長）、和田竹次郎、石渡庄次、神田幸雄、塩瀬厚、佐藤克己、三堀清治の各議員である。

委員会は設置された十八日、直ちに県庁に行き「三崎のマグロは無害である」旨説明するなど行動を開始した。委員会は関係機関に陳情書を提出することになり、十九日議会の承認を受けて、四月一日に内閣総理大臣、外務大臣、農林大臣、大蔵大臣など政府関係機関など十五機関に提出した。

『太平洋水域における原子爆発実験の停止及び実験により蒙りたる
経済的損害の補償に関する陳情書

要　旨

日本遠洋鮪漁船が米国の原爆実験に遭遇して受けた被害及び漁業者始め全国民の受けた大きな衝動を一刻も早く解決し、更に日本水産業の第一である遠洋漁船の将来の不安を除き益々水産日本の発展と、漁業に関係する従業者の生活安定のために、つぎのことを陳情いたします。

一、太平洋水域における原子爆発実験の停止
一、原爆実験により蒙りたる経済的損害の補償と緊急融資
一、被害船員及び船舶並びに漁獲物に対する救済補償
一、水産物に対する国内国外の恐怖心の除去

理　由

去る昭和二十九年三月一日中部太平洋ビキニ環礁において行われました米国の原爆実験は、あらかじめ米国から指示されていた危険区域から北東方百二十哩の外におりました第五福龍丸がその降灰によって甚大なる被災を蒙り乗組員には治療の見込みのたたない障害を与え、船体漁獲物その他漁具に至るまで放射能を含みその莫大なる威力と共に日本全国民に与えた不安と暗影は、覆うことの出来ない事実であります。

現に当三崎港所属第十三光栄丸は昭和二十九年三月二十六日午後二時三十分南方ビキニ環礁を距ること実に一千哩の漁場での操業を終わって帰港致しましたが、三崎港において、船体、船具、乗組員

を検査の結果従来の入港船に比し多くの反応が認められ厚生大臣から廃棄処分にせられたい旨を通達せられました。

この一例によっても原爆実験の停止せられざる限り放射能を浴びた漁船は何時入港するやも計りしれず、これについて、あらゆる報道機関は放射能を有していた、その積載マグロ類を摂食した場合の、人体に及ぼす影響について、大々的に報じている現状であります。

四面海に囲まれました我が国は、必然的に水産業の発展となり、戦前戦後を通じて唯一の重要産業となっておりますが、たまたま今回米国の実験による太平洋水域の不安は今や最高潮に達しております。

鮪の販売は低下して魚価は暴落し、何時平常に復帰するか予測を許さないという危機に遭遇いたしました。

これに伴って魚商、水産加工業者の蒙った経済的な損失は甚大であります。

魚価の暴落滞貨等により魚購入代金の支拂不能におちいり、又漁業者の受けた経済的な損失も莫大な金額となり出漁不能の事態に直面いたし、混乱の最中にあります。

又全人類の想像も許さなかった、この原爆被害は、漁業をもって町経済の根幹をなしております当三崎町におきましては、被害はたんに漁業関係者だけに止まらず、全町民の経済も亦混乱を来している現状であります。

原爆の惨害はすでに全国民の知るところでありますが、今回なされた原爆は、広島、長崎の数百倍の威力を持つと伝えられております。

若しこの実験を繰り返されるならば、日本遠洋漁業は、折角再建しながら操業不能の事態を招来し何十万の漁業者は職を失い、一方国民生活に必要欠くべからざるタン白補給の道は絶たれることになり、ひいては全国民の生活安定も根底から覆されるわけであります。

巷間伝えられております恐怖心を一掃するため、日夜慎重考慮の結果、当町議会の名において前掲各条を陳情し日本遠洋漁業振興のため、且また八千万国民の栄養源補給のため死の街と化しつつある三崎町民の苦悩を率直にひれきいたしまして、早急善処方を仰がんとする次第であります。

昭和二十九年三月　日

三崎町長　草場林太郎
三崎町議会議長　富沢福寿』

（この陳情書には参考資料として「原子爆弾とまぐろ漁業」という一文が添付されているが、これは「第三部・事件を記録した人たち」で詳述）

この陳情書は四月一日に、草場町長ら一行が国会に行き関係方面に提出したが、一行はこの日、『（外務）大臣に院内で面会して陳情した由』と、外務省の役人が陳情書の表紙に書いたメモが残っている。

マグロに合格証

十七日、十八日の二日間にわたってマグロの放射能調査をした県の調査班は、十八日午前八時三十分、関係者に対し『人畜に対し何ら被害を与えるものではない』と発表した。結果やいかにと固唾を

飲んだ関係者の間からどよめきが起きたと十九日付け毎日新聞の神奈川版は伝えている。この結果は、十八日に開かれた県議会の衛生常任委員会の席上でも、村山県衛生部長から報告された。

しかし、マグロの人気はがた落ちで、十九日にはついに三崎魚市場は臨時休業という異常事態となった。このため、二十万貫と推定されるマグロが、船に積まれたままとなった。臨時休業は一日だけで、二十日から再開された。

厚生省は、十七日、省内に第五福龍丸被爆事件対策本部を設け、同日調査団を焼津に送り込んでいるが、十八日には三崎にも厚生省から検査官がきた。検査官は十九日から活動を始めた。

三崎保健所では、検査したマグロで異常の認められなかったマグロに対しては、検査済みを示す検印（合格証）を魚体に張り付けることを決めた。

魚体に貼られた合格証（原寸大）

厚生省は十八日、厚生省公衆衛生局長名で、各都道府県知事に対し『放射性物質の検出されなかった魚類、特にまぐろについてはその魚体直接に又は容器に別記様式（略）「衛生検査」の印を押すこととするから、その旨御諒知の上周知方その他の取扱いにつき何分のご配慮を煩したい』という文書を発送した。三崎保健所の合格証は、厚生省の通達を受けてのものと思われる。

三月二十一日の朝日新聞は、二十日に再開された三崎魚市場の様子として『この日の水揚げはざっと五万貫で、厚生省検査ずみの判を押

し次々に消費地に出荷された』と報道しているので、厚生省、三崎保健所とも合格証の検印は二十日から始められたものと推測される。(二十日の三崎港報は『入札再開の三崎魚市場から送るまぐろは、厚生省及び県立三崎保健所検査証を付し…』と書いている)

市場は再開されても、消費地の不安は依然根強いものがあるため、二十日午後一時から、三崎魚市場二階で「三崎マグロの試食会」というデモンストレーションが行われた。この試食会には、マグロの検査に当たっている厚生省技官、県調査班、地元漁業関係者十人が参加したと朝日新聞は伝えている。

太平洋漁業対策本部と太平洋漁業対策三崎地方本部の設置

消費不振と魚価の低迷で、十九日に市場を臨時休業するという異常事態になったため、三崎の水産業関係者が、十九日午後二時、船員組合に集まり「原爆被災対策協議会」を開いて、販路の復帰や被災損失補償問題を協議した。この結果「太平洋漁業対策三崎地方本部」を三崎魚市場内に作ることになり、同地方本部は二十日発足した。これより先、十八日に日鰹連内に「太平洋漁業対策本部」が設置されている。三崎町議会の漁業特別対策委員の一行は十九日、同本部を訪問、同本部の運動状況を聞いた。

対策三崎本部の構成団体は、丸生、協会、丸魚、三崎町、三崎町議会の五団体で、役員は次の通り。

▽本部長　寺本正市▽副部長　菅野進、久野又兵衛▽総務部長　寺本正市▽漁業部長　四宮秀雄▽検査部長　三壁力蔵▽弘報部長　菅野進(敬称略、二十日付け三崎港報)

対策三崎本部は二十一日の日曜日、休日返上で対策委員会を開いて、当面、マグロへの信頼を取り戻す広報活動を進めることになった。地方出荷のマグロには「食べて安心三崎のまぐろ」と書いたチラシを添えることになった。このときに作成された一般向けチラシは八十万枚、ポスター三万枚、魚体添付チラシ二万枚、その他、テレビ、ラジオを活用してのパブリシティを盛んに行ったが、このときの費用は約四百八十万円だったと、丸生発行の「組合史」に記載されている。

対策三崎本部では早速ＰＲ活動に乗り出した。「かつおとまぐろNo.42」は、その様子を次のように記している。

『まず宣伝面では三月十九日、地方出荷の漁獲物に添えて宣伝ポスターを発送すると共に県の弘報宣伝車、水産試験場自動車をもって横須賀、逗子、横浜、川崎、小田原、箱根、伊東、湯河原方面に連日数万枚の宣伝ビラを配布、又遠く大阪、名古屋方面にも宣伝班を送って啓蒙、新聞折り込み、映画館ビラ配布等による宣伝も行った。』

この宣伝班には三崎町役場の職員も参加したという。

対策三崎本部の動きに合わせて、県でも二十日から広報車を繰り出し、横浜、川崎、横須賀、鎌倉、藤沢、平塚方面の消費地で「三崎のマグロは大丈夫」という趣旨の宣伝活動を行った。この動きの様子を二十一日の神奈川新聞は次のように伝えている。

『(前略)県は十八日村山衛生部長名で全国都道府県に対し「三崎魚市場出荷の魚はすべてガイガー試験を終えたものであるから了承をこう」と打電するとともに、県広報車が二十、二十一日両日にわ

たり第一日（川崎―横浜―横須賀）、第二日（三崎―逗子―鎌倉―藤沢―茅ヶ崎―平塚―小田原）のコースで巡回し「いままで検査した魚はすべて無害であり、検査済みのスタンプ、検査証をつけて出荷しており、検査を受けない魚は出荷させていない。また近海ものはすべて無害である」から安心して消費するようにと市民に呼びかけた。』

二十三日になって新しい動きが出た。対策三崎本部が三崎町に対して魚市場使用料の流用を申し入れてきたのだ。これは十七日、十八日に三崎の各魚商から取引先に送ったマグロが滞貨し、受入れ側からの代金が未決済となって、組合に納付できない数名の魚商が入札停止の危機に直面し、その数はさらに増加するとみられるところから、危機突破のために町に納付してきた魚市場使用料を流用させてもらいたいというものだ。

このため、三崎町議会は二十三日緊急の全員協議会を開いてこの問題を協議したが、「流用」には結論を出さず、『積極的に協力していくことにした』と、二十四日の三崎港報は報じている。

この日の全員協議会の席上で、マグロの試食会が行われた。これは、外に対して「三崎のマグロは安心です」と宣伝していることもあって、地元議会の議員も安心して食べているところを内外に示そうと行われたもので、『中トロに舌つづみを打った』と二十四日の読売新聞が伝えている。

試食会は魚商関係者も積極的に開いた。主要取引先で試食会を開き「絶対に害はありません」と率先してマグロを食べ続けて、あとで胃散を飲んだという当時の役員の涙ぐましい秘話が、丸魚の丸魚二十年史に紹介されている。

第十三光栄丸事件

対策三崎本部の広報作戦も日本全域に及び、二十四日には関西方面、二十六日には関東全域を回り、この甲斐あってか、二十五日には平常復帰に後一息というところまで魚価が立ち直ってきた。これですべてが好転と、関係者を喜ばせたのも束の間、事態は思わぬ方向に発展する。二十六日第十三光栄丸が、放射能に汚染されたマグロを積んで三崎港に入港したのだ。

第十三光栄丸の船体を測定した厚生省の係官は『船体から出る放射能によってガイガー計数管が割れそうにたたかれるのに驚いた』（朝日新聞）という強烈なものだったというが、初日の検査はガイガー計数管の故障説もあったりして、再度検査のやり直しを行った。二十八日に再検査、二十九日に再々検査が行われ、この日午後十一時四十分になって「食料として不適格」と断定、三十日、厚生大臣は、第十三光栄丸のマグロ一万三千貫を全量廃棄処分するよう県に通達した。

これだけ強い放射能がマグロから出たのだから、船員も何等かの影響を受けているものとして、乗組員は二班に別れて、三十日と三十一日に、久里浜の国立久里浜病院で精密検査を受けた。三十日に十三人、三十一日に十人が受けたと三十一日の朝日新聞は伝えている。検査費用は県が負担した（三十一日付け読売新聞）。検査結果については公表されていないが、この時点では原爆症状を見せたものはなかったと思われる。

第十三光栄丸の乗組員の場合は、検査方法に問題を残しながらも、二回にわたって検査が行われた。ところが、ほかの船員が検査を受けたという記録はない。このことについて、漁業経済研究第三巻第二号、原水爆調査委員会の論文「原水爆実験と鮪漁業」のなかで、次のように指摘している。

『第五福龍丸の漁夫二三名の容態は国民的関心の中心におかれているために政府・民間ともに全力を上げて、その治療にあたった。然るに鮪に関しては直ちに検査制度を引き、又輸出缶詰に対しては最も厳重な検査を行った政府も漁夫の健康のことについては放置して、少しの面倒を見ていない。業者も事鮪に関しては、対策本部を設置し、鮪は食べても安全であるという宣伝を何百万円の金をかけて、つとめているのに対し漁夫の健康管理には何らの手をうっていない。漁夫の健康診断は自主的に組織された民主的診療団の手によって行われたのが唯一であるという状態である。政府は毎日鮪を食べてはいない国民に対しては、極めて細心であり、十糎離して一〇〇カウント以上の鮪はすべて廃棄と決定し、実行しているのに、船上で鮪以外に副食を取らず、殆ど三度三度鮪を食べている漁夫の健康については、何等の措置をとらなかったのは奇怪である。漁夫は毎日鮪を食べているので放射能については免疫になっているというわけでもあるまい。』

第十三光栄丸は、四月一日、廃棄処分のため、三崎港を出港、二日、三日にかけて投棄作業を行い、四日、三崎に帰って来た。（十三光栄丸については「第二部・被害を受けた漁船」で詳述）

対策本部県議会に陳情

二十六日には、対策三崎本部が開会中の県議会を訪れ陳情を行った。

こうした騒ぎの中、アメリカは三月二十七日、第二回目の水爆のキャッスルテストをビキニ環礁で行った。

市場価格がようやく立ち直りの兆しを見せ始めた時期に、第十三光栄丸事件の発生で、魚価は再び

低迷を始めた。このため、三崎では十三日から二十六日までに受けた魚商側（仲買人）の損失四五〇〇万円が、四月十日までの期限内に払い込みができるかどうかという危険状態になり、一時、県の立替金の融通がなければ魚市場機能の停止、漁船の出漁不能という最悪の事態が予測されるところから、対策三崎本部では、二十九日、寺本本部長、草場町長ら十人が内山知事を訪ね、県に対し次のような「原爆の被害に対する資金融通措置に関する陳情書」を提出した。

『原爆の被害に対する資金融通措置に関する陳情書

既に御承知の如く今般の原爆の影響により、左記の通り損害を蒙り漁船は出漁不能、魚商は購入代金の支払い不能と相成る等その窮状甚だしく、このままの状態に於いては、生産市場が麻痺状態となる恐れあるにより甚だ恐縮乍ら実情御賢察の上特別のご配慮相煩度此の段陳情申上げます。

昭和二十九年三月　日

太平洋漁業対策三崎地方本部

本部長　寺　本　正　市

記

一、魚価暴落により漁船の受けた損害（自三月十六日　至三月二十六日）

水揚船数　三十二隻

水揚貫数　五二八、六七七貫六

平常時の場合の水揚見積金額　金弐億壱千百四拾七万壱千四拾円也（貫当たり単価四〇〇円）

今回の売上金額　　金壱億四千五百参拾八万六千六拾五円也（貫当たり単価二七五円）
差引損害額　　金六千六百万円也

一、魚価暴落及滞貨等により魚商の受けた損害

1　取扱貫数　二七八、二〇二貫（自三月十三日　至三月十八日）
取扱金額　金九千七百弐万参千参百六拾八円也
右取扱に対する損害額　金参千万円也

2　取扱貫数　三〇二、一二九貫（自三月二十日　至三月二十六日）
取扱金額　金八千八百四拾四万弐千百参拾八円也
右取扱に対する損害額　金壱千五百万円也

一、損害額合計　金一億壱千百万円也』

県議会でもビキニ問題を取り上げる

この陳情を受けて、二十九日に開かれた県議会農林委員会は「漁業者が当面の仕込み資金等の調達に困難を来した場合は、漁信連に対する歳計現金の預託などの措置を講ずるよう県に要望するとともに、資金融通と政府に要求する意見書を提出する」ことを決めた。

内山知事は委員会の席上で『国際的な問題であって県が単独で処理するよりは、国が責任をもって対策を講ずべきだと思う。このため県会が終りしだい政府と交渉する考えである。もちろん県民保護の立場から県も必要な措置を講ずるが、すぐ県費を融資するというより、まず市中銀行や漁信連から

の融資斡旋に努力し、それでも困難な場合は県費預託の方法も考慮する』（三十日付き神奈川新聞）と語った。

委員会の決定に基づき、県議会では二十九日、外務大臣に対して次のような意見書を提出した。

（意見書案の提出者は、三浦選出の板倉武二議員ら十一人）

『原爆の被害に対する資金融通措置に関する意見書

このたび勃発した静岡県焼津港所属船第五福龍丸の原爆被災事件は、一世を震撼し国民を異常なる恐怖と混乱の中に投げ入れた。このため我が国鮪類水揚の約七割を占める本県三崎港においては、魚価は暴落し滞貨は続出する等甚大なる被害を蒙るに至った。

すなわち漁業者においては資金操作面に多大の支障を来して出漁遅延漁船が多数に上り、又魚市場における各販売機関においては出荷先からの代金未済により資金は全く涸渇し、市場の運転活動は今や正に全滅の危機に瀕している。

万が一、ここにおいて三崎魚市場の休業又は漁船の出漁中止に至るときは、我が国の鮪漁業界に至大なる影響を与え、国民蛋白資源の途を鎖すこととなり、延いては国家産業経済の上にも由々しい問題を生ずる虞がある。

もとより政府におかれては、これが打開につき検討せられているところとは思料するが、かかる実情を国家的見地より考察され、これが解決のため、原爆被災に伴う魚価値下がりによる損失額の補償及び水揚代金回収の固定化救済のため政府資金の低利貸付につき急速に措置を講ぜられんことを強く

要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和二十九年三月二十九日

神奈川県議会議長　松　岡　正　二

外務大臣　岡　崎　勝　男　殿』

（この意見書には資料として被害の経過、ビキニ環礁付近図、鮪類取扱い状況、船別水揚状況、遠洋漁業の現況が添付されているがこのうち鮪類取引状況、船別水揚状況については、第五部・資料に掲載）

内山知事は三十日午後、矢板県水産課長らをともない三崎を訪れ、北条湾にけい留中の第十三光栄丸を見た後、対策三崎本部に立ち寄り寺本本部長から事情を聞いた。寺本本部長らの説明を聞いた内山知事は『県民の不幸を救済するのは当然で三千万円までの融資はする』（三十一日付け毎日新聞）と語ったという。またこの日の毎日新聞は、『魚商組合幹部久野又兵衛ほか六氏は太平洋漁業対策三崎地方本部の役員となっていたが、同本部の運営に遺憾の点があるとの理由で二十九日夜辞表を提出した』と報じている。

盛んな陳情

対策三崎本部の寺本本部長らは三月三十一日、安藤国務相を訪問して、遠洋漁業関係者と、第十三

光栄丸の国家補償を陳情した。

三崎町議会は、三月三十一日に対策委員会を開き、前出の陳情書を国会へ提出することを決め、翌四月一日、富沢福寿議長、池田一郎副議長、草場林太郎町長、それに対策委員の一行らが米大使館と国会へ出向いた。

また、丸魚でも、一日、国会に対し「原爆による被害に対する補償並びに融資方陳情書」を提出した。

『原爆による被害に対する補償並びに融資方陳情書

既に御承知の事と存じますが、今般原爆の影響により、私たち、三崎の魚仲買人は、扱う魚が殆ど鮪であるために特に甚だしい被害を受けております。

即ち私たち仲買人の取引先は全国に及んでおりますが、平常時の価格で入札して出荷した鮪が、輸送のための時日のずれから、消費地で売り出された時に、偶々今回の突発的な原爆鮪のため、一切の鮪が危険視され、価格が半値以下になったのは良い方で、所によっては（長野、富山、千葉）県の一方的な指令により埋没されたものすら多数生じ、まったく前途はかり知れない事態となりました。

当市場も三月十九日、遂に休場の止むなきに至りましたものの相次いで入港する漁船のため港内の滞貨は激増し、生産者側よりこれ以上市場を休まれれば、折角の鮪もみすみす腐らせるばかりだから魚商の苦境は判るがなんとか処理してほしい、との切なる懇請により、二十日から市場を再開いたしました。処が、事件発生以来、消費地市場も極度の売行不振のため、大量の滞貨を抱えておりまして、

そこへ新しい鮪が出荷されます関係から滞貨中の鮪と共に叩き売りされまして、莫大な損失を蒙るに至りました。此の損害は当市場を今少し休ませておきますと受けずに済んだのでありますが、生産者の立場と三崎市場を休ませることによって全国水産界に及ぼす影響を考え、多大の出血を忍んで組合が仲買人を鞭うちながらやって参りました。さる三月十三日から二十六日までの買取分だけで実に四千五百万円の欠損を生じております。さらに第十三光栄丸の廃棄処分が及ぼした悪影響により損害は増加しつつあります。このため買掛代金の未払分は、現在既に一億八百五拾万円に達し、落伍者も多数生じ、このままでは市場もマヒ状態におち入ることは必然でこの点苦慮いたしております。何卒右事情御賢察の上、早急に損失補償の御配慮を賜り度、かつ又、当座の救済手段として、運転資金六千万円也即時融資方をお願い申上げます。

なお原爆実験を続けられますことは私共にとりまして死を意味するものでありますから、実験中止につき御尽力賜わらん事お願い申上げます。

備　考

一、自三月十三日至三月二十六日間魚価暴落及滞貨による損害

取扱貫数　五八〇、三三一貫

取扱金額　金一八五、〇〇〇、〇〇〇円

右による損害額　四五、〇〇〇、〇〇〇円

なお昭和二十八年度三崎港扱高は次の通りです

取扱貫数　一四、七一三、二四二貫

取扱金額　五、三三九、六九八、八五八円
このうち九五％が鮪の水揚げによります
昭和二十九年四月一日
神奈川県三浦郡三崎町
三崎町魚商協同組合
理事長　久野又兵衛』

（「沿革」より。この陳情書に添付された資料は省略）

日鰹連内に作られた太平洋漁業対策本部は、四月二日、国に対し「原爆実験中止方に関する陳情」を行った。

『原爆実験中止方に関する陳情

去る三月二十日アメリカ合衆国より通告のあった原爆実験特に危険区域の拡大設定は我が国国民保健栄養上、産業政策上、将又輸出振興上重大な事態を招来するもので、我々全国漁業者は左記理由によりマーシャル水域のように我が国漁業に関係ある海域においては被害を及ぼす原爆実験には反対し、速やかにこれが実験の中止方を米国政府に折衝するよう切に要請いたします。

記

一、消費者大衆が原爆におびえ、鮮魚及び水産製品を忌避する傾向は、国民栄養を魚食に依存する我

が国において、国民生活上由々しい結果を招来するものである。

二、まぐろ漁船の原爆被災事件により社会不安が蔓延している最中に、同一地点で而も危険区域を拡大して原爆実験を強行することは人心動揺にさらに油を注ぎ、延いては対米感情を徒らに悪化させるものである。

三、危険区域の拡大設定は南北太平洋を漁場とする我が国遠洋漁船にとって事実上その区域の立入り禁止を強行するもので、漁船の行動上非常な制約を受け、漁場経営を破綻に導くものである。

四、漁業に多少なりとも関係ある海域の原爆実験は国民大衆の不安を更に倍加しこれらによる魚類全般の需要減退は水産関係事業全般の経営を困難ならしめ、広く漁民の生活を危殆に陥れるものである。

昭和二十九年四月二日

東京都中央区日本橋呉服橋二の三

日本鰹鮪漁業協同組合連合会内　太平洋漁業対策本部

中央本部長　横　山　登　志　丸』

四月二日、青山参議院水産常任委員と石村参議院議員が鈴木県農林部長らの案内で三崎を視察した。一行は対策三崎本部で実情を詳しく聞いた。魚商の損失についても丸魚久野組合長から実情を聞き善処を約束したという。この視察は事件発生以来、国会議員の現地視察としては第一号である。（県レベルとしては、内山知事が三月三十日に視察している）

翌三日、対策三崎本部は、国会を訪問、政府に次のような陳情書を提出した。

『今回の原爆実験により私共の受けた損失は予想外に甚だしく、かつ又危険区域の拡大は折角発展途上にある我が国鰹鮪漁業を壊滅にみちびくものであり、単に私共のみならず国家的にも誠に由々しい問題であると存じます。何卒左記実情御賢察されまして、よろしく損失補償、原爆実験の中止等につき御尽力賜らん事を茲に陳情申上げます。

記

一、平常時の三崎に於ける鮪漁業

地元根拠船百三十隻、県外船百五十隻、年間水揚約千五百万貫、水揚金額五十五億円、我が国鮪生産の七割を占める。尚その五十五億円の約三十五%は輸出される。

二、原爆実験による影響

1　鮪の需要激減し、魚価は暴落した。

2　厚生大臣の指令により第十三光栄丸の漁獲物全部を海中に投棄した。

3　これが損失は三月三十日現在に於いて壱億弐千弐百八拾万円に達した。

イ　魚価値下がりによる売損　一一、四二〇万円

ロ　第十三光栄丸魚類投棄による経費及鮪代　五六〇万円

ハ　本事件対策費（宣伝ビラ等）　三〇〇万円

4　かくして資金操作に支障を生じ、出漁遅延、不能の漁船続出の状態となった。

三、対策本部のとりたる処置

販路回復のため鮪の無害宣伝を継続した。

四、国会及政府に対する要請

1　鮪に対する一般消費者大衆の不安除去のため積極的方策をとられたい。

2　危険区域の拡大は同区域を好漁場とする中型漁船が該漁場の使用不能となり漁業経営の死命を制するものである。又他区域を漁場とする漁船も、出漁、帰港とも大迂回をしなければならないので一航海三、四日の日数の延長と燃料の消費増等非常なる不利不便をうける。

3　一方乗組員の生命の安全のためにも原爆実験中止について強力に交渉されたい。

4　本実験によりうけた直接間接の損失に対し、早急補償を考慮されたい。

昭和二十九年四月三日

太平洋漁業対策三崎地方本部

本部長　寺　本　正　市』

四月七日には国会の衆参両院で、それぞれ水産常任委員会が開かれたが、対策三崎本部をはじめ、三崎町当局、漁業者、魚商が国会に行き、これまでに陳情した件について政府の誠意ある解決の促進を要望する嘆願書を提出した。（四月六日付け三崎港報）

この日、太平洋漁業対策本部では本部内に特別委員会を設け、補償問題などに対して力を入れていくことになった。

三崎町議会では、議会内に設けた鮪対策特別委員会からこれまでの動きについて中間報告を聞くことになり、四月十日午前十時から全員協議会を開いた。当時の議員定数は二十六人で、このうち二十三人の議員が出席した。協議会では、鮪対策特別委員会の小菅委員長がこれまでの経過報告を行い、ついで、寺本正市議員が対策三崎本部の動きを、久野又兵衛議員が、魚商の動きをそれぞれ報告した。

宮城県塩釜市の市議四人が十五日三崎を訪れた。塩釜港は三崎同様、水産庁が指定した遠洋漁業陸揚げ五港に入っており、入港船に対して放射能検査が行われているところから、三崎の実状を視察にきたもの。一行は、対策三崎本部、町、議会で詳しい話を聞いた。

参議院会館でマグロの試食会

この時期、各地でしきりにマグロの試食会が行われているが、太平洋漁業対策本部では、四月十六日、水産庁後援のもとに参議院会館でマグロの試食会を開いた。この日は三崎地方本部からも寺本本部長をはじめ、大勢の関係者が参加した。試食会には、安藤国務大臣、保利農林大臣、衆参両院議員や関係各省庁の官僚、それに報道陣多数が出席、参加者は二百人を越えたと「かつおトまぐろNo.42」に記されている。この日の試食会には、ビキニ沖とインド洋でとれたメカジキ三本が持ち込まれたが、皆良く食べ、足りないほどだったという。

この日のメニューは『サシミ、スシ、テリ焼、バタ焼、おろしあえとおよそ考えられる限りの料理をしたマグロがつぎつぎと運ばれるが、かんじんの保利農相はおじけついたかなかなかハシを動かさ

ない』と十六日の毎日新聞の夕刊は報じている。

丸生の寺本正市組合長は、十九日参議院を訪れ、水産常任委員会の開会に先立ち、業界の苦しい事情を次のように訴えた。（要旨）

『第十三光栄丸以後の魚価の値下がりは今に至るも回復せず平素の半値以下というみじめさであり、水揚げ量はふえているのに段々悪くなる一方である。南方海域から続々入港する漁船についても、マスト・レゲンなどから僅かでも放射能の検出が見られると、折角セロファンで厳重に包装した無害のマグロまで値が出ない。そのため手形を落とすことも出来ない。仕込み資金ができないため二度と航海に出られない現状である。報道陣の誇大なニュースにも非常に迷惑しており何とか手を打って頂きたい。時間的になかなか決定されない米国の補償よりも、早急に仕込み資金の融資を何とかしてもらいたい』（二十一日付け水産経済新聞）

水爆対策町民大会

こうした水産関係者の動きにあわせて、町民の間でもビキニ問題に対する関心が高まり、三崎地区労（三崎地区労働協議会）が主催して四月二十日午後二時から三崎魚市場前で、水爆禁止を訴える町民大会が開かれた。大会ははじめ町当局の主催を予定していたが、町当局側では『特定政党の党勢拡張や政治目的に使われては』との見解から主催を渋り実現しなかった。このため参加者は期待したほどではなかったらしい。『開会当初は参会者がトラックの仮設舞台をちらほら遠巻にする程度だった。

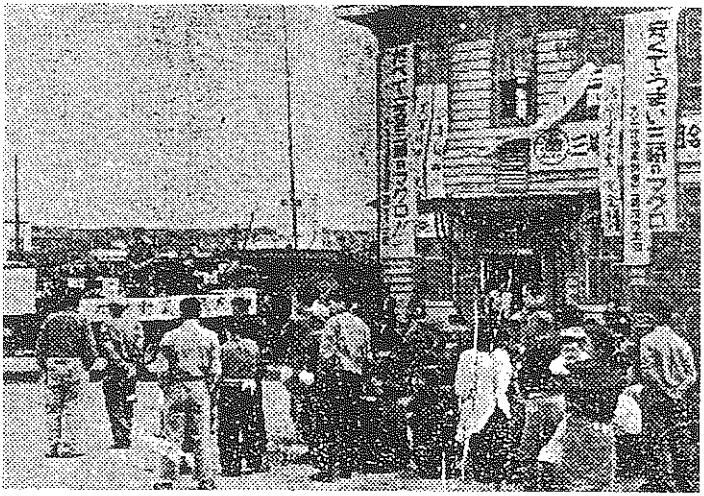

3月20日に魚市場前で行われた「水爆対策三崎町民大会」に集まった人たち。（昭和29年3月21日付き朝日新聞神奈川版より）

だが大会中ごろには約三百人ほどが参加し、拍手も聞かれた。』と二十一日の朝日新聞は報じている。

大会は、船員組合執行委員長の浅井繁春さんが事件の経過報告、第十三光栄丸の機関長中村武豊さん、主婦代表の内藤優子さん、町会議員の宮口若太郎さん（社会党）、岩野益雄さん（共産党）らがそれぞれの立場から発言した。

第十三光栄丸の機関長中村武豊さんの発言＝『二か月がかりで獲ったマグロから放射能が検出されたため廃棄を命ぜられ、これを再び海に捨てに行った時は可愛い子供を投げ込むような悲痛感をどうすることもできなかった。私は白血球がどんどん減っているがまだ政府から一銭の補償も受けていない。平和の世の中になったのだから一日も早く水爆や原爆の実験は止めてもらいたい。』（二十一日付け朝日新聞）

この日の参加者は関係者だけで一般町民の参加は少なかったらしい。この大会に参加したM・Sさ

んは、この日の日記に『聴衆散漫』と記している。

大会は、公海の自由確保、被災者の治療・生活費の完全補償、災害補償完全実施、原爆禁止の四本の柱をたて、参加者の総意として、関係各庁に訴えていくことを決めた。大会では大会宣言と決議の二つを採択した。

『大　会　宣　言

太平洋ビキニ環礁に於ける原爆実験による被害は、漁船船員、ならびに船主魚商等に深刻なる打撃を加えるに至り、このまま推移するならば漁港三崎はまさに破滅の一路をたどることは必定である。この危機に当たり吾等三崎町民は一堂に会し声高らかに宣言す。我等は民主憲法の下に戦力の不保持と交戦権の放棄を内外に宣明した平和を愛する非武装国家の国民である。

而るに今回の太平洋上に於ける原爆実験は、我国の重要産業の一つである水産業の盛衰に影響する処極めて顕著である。

我等は公海の自由の原則に立脚して、平和国民の生存権に甚大なる脅威を与える原爆実験の即時禁止を提唱する。我等は三月以来受けた一切の被害に対し、速やかなるその補償の完全実施を要請する。

右宣言す。

一九五四年四月二十日

水爆対策三崎町民大会』

『決　　議

去る昭和二十九年三月一日中部太平洋ビキニ環礁において実施せられたるアメリカの原爆実験は折柄延縄漁業に従事中の第五福龍丸が被災、同船帰港後各種精密検査によって公表されたる物心両面にわたる被害は、まことに我等日本人の生存権を恐威する程の破壊力を保有するものと断定され、その影響は全国津々浦々に燎原の火の如く燃えさかる、なかんずく当三崎町に於いては原爆実験による太平洋海域の不安と恐怖は覆うべくもなく、公海自由の操業を失い、ひいては相次ぐ放射能マグロの判定に漁獲物の販路を失う、危機を叫ぶ漁業者の声、死の灰の恐怖におののく漁船々員、並びにこれを扱う魚商の沈痛なる叫びは莫大なる損失と共に、遂にその機能も停止せんとしつつある重大事態を迎うるに至る。

このままではいけない。

このままでは我が愛する三崎は死の町と化して破滅の一路をたどるのみである。

我等町民はこれを座視するに忍びず遂にここに立った。

我等は次の四項目を推進する為に立つ。

即ち

一、公海自由の確保

一、治療、生活費の完全補償

一、災害補償の完全実施

一、原爆の禁止

等を町民大会の名に於いてこれを闘いとるため断固闘う。

右決議する

一九五四年四月二十日

水爆対策三崎町民大会』

大会の後翌二十一日、実行委員の一行が水産庁、県庁などを訪れ大会決議文を提出したが、同時に次のような申し入れ書も手渡した。

『申　入　書

去る三月一日ビキニ環礁に於ける原爆実験による被害は、漁船船員、船主、魚商等に深刻な打撃を加えるに至り、このまま推移するならば漁港三崎は正に破滅の一路をたどることは必然であります。就中漁船船員が受けつつある被害は、それがそのままその日その日の生活に直接的に影響してくるだけに極めて憂慮すべき事態を迎うるに至っております。

特に第十三号光栄丸の場合は漁獲物の洋上破棄、衣類の償却等による被害額は、実に八百万円に及び、さらには死の灰の洗礼による精神的重圧は将来に対する希望を失うに至っております。而るに本船光栄丸船員に対する一切の補償は未だ何等の措置も講ぜられず放任されておる現状であり、日々の生活は窮迫しつつあります。又各入港船舶は魚価の暴落により収入は半減化し最悪なる状況下におかれております。

この危機に当たり左記の点につき御伺い致します。

記

一、漁船船員に対する補償はどの様な形でなされるものか、又何時頃それがなされるのか
一、船主から提出された資料は正当であると信ずるが、この正当性を認めていただけるかどうか
一、四月二十日以降の補償はどういう形でなされるものか
一、魚価の暴落による入港船舶の被害は誠に甚大であり、漁船船員の収入は、半減化しつつあるが、この点に対する補償をどの様に考えておられるか

一九五四年四月二十日

水爆対策三崎町民大会』

四月二十一日、横浜市の神奈川会館で原爆禁止の県民大会が開かれた。三崎からは船員組合など地区労関係者や、第十三光栄丸の乗組員らが参加したが、三崎から提案した公海自由の確保、治療・生活費の完全補償、災害補償の完全実施、原爆の禁止の四項目は満場一致で採択されたという。

同じ二十一日、参議院水産常任委員会の森崎委員長、岡常任専門委員、楠本厚生省環境衛生部長、村山県衛生部長らの一行が三崎に来た。一行は三崎魚市場でのマグロの検査状況を見た後、対策三崎本部で、三崎地区の水産関係者や三崎町議員ら四十人と懇談した。懇談の内容について二十二日の神奈川新聞は『業者側から林対策本部事務局長が改めて年間の最高豊漁と需要期における被害状況をの

べ、融資補償の緊急処置を要望、森崎委員長、楠本環境衛生部長からそれぞれ国民全体の要望でもある原爆マグロに対する報道陣への発表の適正、放射能に対する学術的根拠の統一と、不合格品となるカウントの新しい基準決定、現地検査班の充実と融資補償の迅速を確約した。』と書いている。

五月一日午後三時から城山会館（現在の三崎中学校校庭内にあった町立の公民館）で三崎地区の統一メーデーが開かれた。働くものの祭典といわれるメーデーだが、三崎ではビキニ事件の真っ最中とあって、「挙町一致原爆禁止運動」が提出議案の中に含まれていた。ビキニ事件は漁業者だけの問題ではなく、町民レベルの問題となっていた。当日の決議を紹介する。

『決　議

吾等勤労階級は吉田汚職内閣の下にあって、不退転の決意と絶えざる努力を持ち、平和国家の再建と経済生活の安定化のために戦いつつある。

而るに吉田政府はインフレーションの抑制と称し、諸物価の値上げを策し、加うるに経営の合理化の名の下に、吾等勤労階級の賃金引き下げを意図、吾等をして塗炭の苦境に落しめるに至る。

而も尚吾等勤労階級は当三崎地区に於いても生活の基礎たる住宅難にあえぎ、且亦給料生活者として町民税の負担は、一般市民と比較してその重きを憂う。

かかる現状下にあって不幸にも去月発生したる原爆実験による被害は、二か月後の今日に於いても尚いつ果てるともなく打ち続く。このままにして推移せんか漁港三崎は正に破滅の一路を辿る重大事

態に立ち入るに至った。吾等勤労階級はこれを坐視するに忍びず茲に吾等の生活防衛と当三崎町の現状打開並びに将来の発展の為に遂に立つ。吾等は次の三項目をかち取るために闘わん。即ち

一、町営住宅の建設促進

一、給料生活者に対する町民税の軽減化

一、挙町一致原爆禁止運動の推進等である。

吾等は第二五回メーデーの名に於いてこれを闘い取るために断固闘う。

右決議する。

一九五四年五月一日

三崎地区統一メーデー実行委員会』

メーデー終了後、「原爆の子」など三本の映画が上映された。（五月一日付け三崎港報）

※原爆の子＝昭和二十七年制作、近代映画協会第一回作品。原作・長田新、監督・新藤兼人、出演・乙羽信子、宇野重吉

第十三光栄丸船員国立久里浜病院で二度目の検査

五月四日、第十三光栄丸の船員が国立久里浜病院で二回目の検査を受けた。一回目は三月三十日と、三十一日に二班に分かれて受けている（新聞報道による）。五月四日の検査では何人が受けたかはっきりしたものは残っていないが、この検査に同行したM・Sさんは当日の日記に次のように記してい

る。

『十三光栄丸の船員を連れ、久里浜病院へ行く。

病状を発表しないのは怪しからんと、いきり立って医務課長とやら会って話を聞くと、尤もとうなずかれることもあり、少々即断しすぎたらしい。責任ある医師がそうあてずっぽうなことも云えまい。しかし船の連中は多少……の影響も手伝って、診断を拒否せんとする者もあり、柄にもなく慰撫役となる。連中の身になれば憤慨するのも無理はない。

さて医師の意見はテストケースでもあるので、断定を下す程の具体性は少ないとのことであり、疑いのみをもって保険等の休業証明は出し兼ねるとあってはこのまま今迄のような生活は続くまい。

政府としても、こうした判っきりしないものを、ある期間丈でも補償して、その経過を見ると云う様なことは一寸考えられないのではなかろうか。出来ない迄もこれは船員の意向を無視することは出来ないから折衝する必要はあろう。

万一それが不可能の場合、将来これに関連する症状発生の場合、保険者と同一の権利を付与することの了解が得られれば、一応働き出すのではあるまいか。』

この検査のいきさつを伝える記述として、比留雅夫氏の「ルポ―死んだ港・三崎」に次のように記されているが、ここでは、初めて診察を受けたこととして記録されている。(この検査が、M・Sさんの日記に記されている検査と同一のものかどうかの確証はないが、同じものと見てよいのではないか)

『……この局長さんがその苦しい気持ちを船主のところに持っていったら船主が、それじゃ正式に国立病院ででも見てもらって証明してもらったらよいという事になって、初めて病院で全員が診察を受けたのだそうだ。（それまではまぐろの廃棄や船の洗浄などに夢中になっていて、船員の精密検査など全く考えられていなかった）。ところが血を太い注射器で二本もとられて帰されてから二週間たった昨日になって、やっと、しかも電話で「別段心配するほどのこともないだろう」とだけ云って来た。白血球がいくらあったのか、体の症状が一体どうなっているのか全然教えてくれず、ただそれだけである。白血球が少ない人があるというのでそれが誰か聞いても教えてくれない。（中略）

数日後総評の調査団と共に来た民医療連の検査の結果では、白血球が正常値に近いというのでやや安心したそうだが、国立病院での白血球の数を覚えていた一切の人は、国立病院の時には、今度の時より二千近くも低かったといい不安な表情だった。』

この記述によれば民医療連が、第十三光栄丸の船員を検査したというが、M・Sさんの記憶にはないという。

横須賀で水爆被害実情報告会

五月八日には、株式会社横須賀市魚市場主催による水爆被害実情報告大会が横須賀魚市場で開かれた。後援団体は十五団体に及んだ。この大会に報告者として臨んだのは、十一団体で三崎からは対策三崎本部、船員組合が参加した。

大会には対策三崎本部の寺本本部長が出席、三崎の生々しい実情を訴えた。

水産庁では、ビキニ事件でまぐろの販路を閉ざされ、大きな損害を受けている魚商の実情を聞くため、五月十一日に東日本魚商協同組合を招いて対策会議を開いたが、丸魚からは久野又兵衛組合長が出席、実情を報告するとともに損失補償、つなぎ資金の融通などを訴えた。（五月十日付け三崎港報）

調査船俊鶻丸の出港と帰港

五月十五日、農林省水産講習所の練習船俊鶻丸（五八八トン）が、ビキニ海域の調査のために東京港を出発した。（俊鶻丸については、「第四部・聞き書きメモ」で詳述）

この船はマグロ船ではなく、三崎とも直接の関係はないが、漁労担当乗組員として同船に三崎から四人の船員が乗り込み、内一人が帰港後、原爆症で入院という事態になった関係上、記録しておく必要があろう。

俊鶻丸は、原爆実験の行われたビキニ環礁周辺の海域の調査のため五月十四日、東京港を出港した。この船には、一般乗組員、漁労担当船員、科学者、報道関係者など総勢七十五人が乗り組んだ。ビキニ海域では九日間、二十三回にわたり延縄漁業を行い、マグロ類を釣り上げ、汚染状況の調査をして、七月四日東京港に帰って来た。

俊鶻丸の調査結果の概要が、七月に発行された「鮪漁業」の第七号に掲載されている。七月四日に入港したばかりだというのに、早くも概要を掲載しているあたり、編集者の意欲が伺える動きだ。俊鶻丸の調査結果に三崎の漁業関係者が深い関心を持っていた証拠といえる。その概要を紹介しよう。

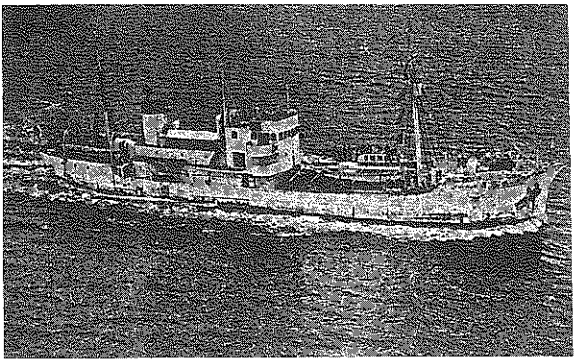

調査船・俊鶻丸（「われら水爆の海へ」より）

『俊鶻丸調査結果概要について

ビキニ海域における漁場の調査のため、去る五月十五日東京港から出帆した俊鶻丸は任務を無事終了して七月四日東京港に帰ったが今回の調査について七月五日水産庁から次の結果概要が発表された。尚今後の研究一方途として水産庁に「ビキニ調査連絡会」を設けて、これに生物、海水、大気、海洋、気象、環境衛生の五班を置いて研究が進められることになった。

俊鶻丸調査概要

今回の調査海域は、南北の方向としては大別して、三つに分けられる。

一、北緯八度以北……北赤道流

二、北緯三度―八度…赤道反流

三、北緯三度以南……南赤道流

この海域を南北の方向に四つに切って調査した。東西の方向は東経一五〇―一七五度までである。この調査によって海水は北赤道流がもっとも汚染され赤道反流に入ると南に向かうに従い汚染の度を減じ、南赤道流では殆ど汚染されていない。

北赤道海域中においてはビキニ西方海域が汚染の度が強い。

以上の傾向は採集したプランクトン、小魚、マグロ類についても言へる。しかし汚染の度合いは一

様ではない。

これを漁業の立場から言へば、北緯八度―一二度の北赤道海流域は、メバチを主としこれにクロカジキの混獲される漁場で、赤道反流域はキハダとクロカジキを主とする漁場である。南赤道流域はキハダを主とする漁場である。

この見地からすれば現状においては、南赤道流域は、漁場として最も安全であり、赤道反流域がこれに次ぎ、北赤道流域のメバチ漁場は汚染の恐れが多い。

汚染されたマグロ類についてみると、内臓及エラに強く、肉には極めて少ない。

また今回の調査によって、同方面の空気の汚染は殆ど認められないから、船舶の航行には支障はない。ただし汚染度の高い海域においては海水の使用及び海水のしぶきを浴びるようなことには注意を要する。（水産庁週報より）』

この調査団の団長を務めた南海区水産研究所の矢部博さんは、調査結果について県水産試験場で調査報告をしている（後述）。

県議会臨時会で決議

五月十七日に開かれた臨時県議会の席上で、「原子力の被害防止に関する決議案」が上程され、満場一致で可決された。決議の内容は次の通り。

『原子力の被害防止に関する決議

本議会は政府が原子力の国際管理と原子力兵器の製造及び実験後の対策について、適切な措置を講ずると共に速やかに被害防止の万全を期することを要請する。

昭和二十九年五月十七日

神奈川県議会』

安藤国務大臣三崎を訪問

ビキニ事件で被害を受けた三崎の実情を見るため、安藤正純国務大臣が五月十八日三崎を訪れた。この来訪には神奈川二区選出の山本正一代議士が案内役を務め、午後四時から三崎町役場の議場で関係者らの話を聞いた。この席には内山県知事、松岡県会議長、篠崎水産常任委員長をはじめ、地元からは草場林太郎町長、板倉武二県議、漁業者代表として丸生寺本正市組合長、協会菅野進会長、仲買代表として丸魚の久野又兵衛組合長、船員代表として船員組合浅井繁春執行委員長など漁業関係者、町会議員など三十人を越える関係者が出席、それぞれの立場で苦しい実情を訴えた。

寺本組合長は、今回の事件を火災の類焼者になぞらえ、「火元の第五福龍丸が米国から救済されているのに、われわれ類焼者に救いの手が伸びないというのは納得できない」と訴えた。

久野組合長は「今回の事件で、魚商は四千五百万円の損害を受けた。支払いができずすでに十二名が落伍している」と厳しい実情を訴えた。

草場町長は「漁業者も仲買人も不離一体のもので、生産者の支払いの延滞は関係業者へも響いて、

税金どころではなく町の経済は行き詰まっている」と訴えた。

これに対し安藤大臣は「陳情以上に苦しい実情にあることが判った。政府もこの窮状を救うために内払いを決定して解決するよう努力している」と答えた。（以上五月十九日付け三崎港報）

十九日の神奈川新聞は、懇談会の後の記者会見での安藤国務相の談話を次のように伝えている。

『業者の受けた損害に対する直接、間接の区分を目下研究中で、できるだけ広く融資のあっせんをしたい。また水爆実験は今日の世界平和を維持するために必要ならばいたしかたないが、個人の意見としては、科学の進歩が人間のためである限りは、それが及ぼす影響に対しては深く考えるべきである。』

死の灰浴びた第八順光丸

五月十九日の午後、第八順光丸が三崎港に入港して、三崎港は再び騒然となった。船体から一万カウント以上もの放射能が検出されたのだ。（第八順光丸については「第二部・被害を受けた漁船」で詳述）。船員からも放射能が検出されたが、マグロからは検出されなかった。第八順光丸は三崎では水揚げをしないで東京・築地港に回港して、ここで水揚げした。

第八順光丸は船体に強く放射能が残り、関係者を驚かせたが、これは船員にも大きな影響を与えた。船体にこれほど強い放射能があったのは、第八順光丸が直接死の灰を浴びたからだ。

第八順光丸の船長だった久岡登さんは、平成五年三月十二日に三崎魚市場で行われた「3・12三浦国際シンポジュウム」の際、証言者の一人として参加、当時の記憶を語った。

『私は第八順光丸の船長として乗船していました。二四六トンのまぐろ船です。私の船は、昭和二

十九年一月二十六日に三崎を出港しました。そして二月十二日に操業を開始し、三月一日には、ビキニの近くで操業していました。三月一日にはまったく実験には気がつきませんでした。

まぐろ船は半年も一年も出漁しますが、当時はビキニの回りのマーシャル海域は二月足らずで帰ってきました。このときは三月二十四日に帰ってきました。次に三月の二十九日にまた出漁しました。四月二十六日の実験（第四回目の実験）のときにマーシャル海域で操業していたのです。この航海のときに、私は水平線の上にピカっという光を見た記憶があります。まぐろの入れ終わった後だったと思います。ピカっという光は一回だけでした。操業が終わってからですので、船員は皆寝ていたと思います。それから皆を起こして……（聞き取り不能）ないように指示しました。が、そしたら甲板の上に白く灰がうっすらと一面にありました。それで、こんな……（聞き取り不能）と、不思議に思いました。灰であるということはすぐにわかりました。色も真っ白でした。そのまま海水で洗い流しましたが、ビキニの実験の死の灰とは全く知りませんでした。この海域がビキニの水爆実験で、水産庁の指定区域だと知ったのは、操業を終わって五月六日に帰ることにして、五月十九日に入港しましたから、この間に、電報でここが危険区域だということを知りました。

五月七日には、ビキニ島のすぐ側を通りましたが、船員は双眼鏡で見て、全く木も何もない島だといっていました。この航海が……（聞き取り不能）ありませんでしたが、値段はかなり安かったと思います。船体からは特にまかないの小さい煙突から、高い放射能が出ました。鉄のことですから、錆びた鉄の間に死の灰が一杯詰まっていて、洗い流せなかったんだと思います。

そのとき、乗組員の門田君が頭から高い放射能が出ました。高木和一君が白血病で亡くなりました

が、高木君は付近のまぐろ船に薬がなかったので泳いで届けたのです。そのときの海は死の灰の海だったのです。亡くなったときにはすでに順光丸から下船した後で私は、全く済みませんでした。

死の灰を被ったのにもかかわらず、船員には健康診断をしろという指示はまったくありませんでした。風呂に入って良く洗えば落ちるといわれていました。それで再びこのようなことのないように地球上からすべての核実験や、核兵器が無くなるように心から祈っています。』

第八順光丸は、第五福龍丸とほとんど同じ体験をしたことになる。第五福龍丸と違うのは、デッキに積もった白い灰をすぐに洗い流したことだ。これが被害を最小限に止める結果につながった。

久岡さんの話に出てくる高木和一さん（当時二十七歳）は、海の中までが危険な状態とは知らず、海中に飛び込んだのだ。そのときは異常なかったが、入港後体調を崩し昭和三十一年三月二十三日に、急性骨髄性白血病で亡くなっている。この病気と放射能との因果関係は明確にはされていないが、その可能性は十分に考えられる。しかし当時は高木さんの死と死の灰との因果関係に注目する人は少なく、だれも関心を払わなかった。

高木さん以外にも当時の第八順光丸の乗組員の多くが、何等かの健康障害に悩まされている。

インド、セイロン、カナダからのお客様

四月から東京などで開かれていた、世界各国の宗教団体代表による世界平和者日本会議に出席中のインド、セイロン、カナダの代表一行七人が、六月四日午前十一時、三崎にやってきた。一行は三崎がビキニ水爆実験で被害を受けたことから、調査と見舞いを兼ねてきたもので、四日は西野小公園で

一行の歓迎式にのぞんだ後、午後油壺水族館の見学、夜は町役場で漁業関係者と町幹部との座談会に出席という慌しい日程を消化した。座談会では三崎町のビキニ被災の実情を聞き、宗教を通じて原爆禁止を世界に訴えることを約束したという。

五日は午後七時から円照寺で講演をした。

一行は四日、五日とも三崎本瑞寺に宿泊して、六日早朝横須賀に向けて出発した。

四日、一行の行進の姿を目撃したM・Sさんは、その日の日記に『平和会議に来ているインド・セイロンの坊さん達が、信徒の太鼓を伴奏に町を歩いている。遠き異国より訪れし、平和の使途に敬意を捧げよう』と記している。

財政苦しい三崎町

降って湧いたビキニ事件で漁業者も船員も大きな痛手を受けたが、町の財政もその影響をモロにかぶった。二十八年度の町民税の徴収が思うようにはかどらなかったのだ。このため町では、五月十九日に安藤国務大臣が三崎へ来るのをとらえて、苦しい事情を説明するための白書を作成した。五月十二日の三崎港報はその白書を次のように紹介している。

『原爆実験が町財政に及ぼした影響並びに将来に及ぼす点に就いて

町の財政中、町税は昭和二十五年七月、地方税法改正後別表の如く、その課税額は毎年上昇し、徴集率また逐年改善しつつあり、昭和廿八年度は八五パーセント以上となり、この割合で増加するとす

れば課税は近く一億円ともなり、徴集率も九〇パーセントくらいまでは可能と予想していたが、本年三月中旬、水爆実験以来魚価の暴落とまぐろ廃棄処分等によって漁業者の所得は予想外に減少し、これによる町民全般への影響は甚大なる打撃を与え、ために町税の徴集率は極度に悪化した。然しこの際強行手段もとれず、この状態が続くとすれば町財政は全然見通しは立たず、憂慮すべき事態となった。さしあたり廿九年度は赤字財政に追込まれ徴税不能の額は莫大となる懸念がある。

町税の推移

△廿五年度調定額	四三、七五四、四八九円	（一〇〇・〇パーセント）
徴集額	三五、七五二、二四三円	（八一・七パーセント）
滞納繰越	八、〇〇二、二四六円	
△廿六年度調定額	五三、六四三、二五〇円	（一二三・〇パーセント）
徴集額	四〇、〇九四、四七八円	（七四・七パーセント）
滞納繰越	一三、五四八、七七二円	
△廿七年度調定額	六五、一五二、三〇二円	（一四〇・〇パーセント）
徴集額	五二、九一八、一二二円	（八一・二パーセント）
滞納繰越	一二、二三四、一八〇円	
△廿八年度調定額	七三、五八四、九七三円	（一六八・〇パーセント）
徴集額	五七、九五七、八四五円	（七八・八パーセント）
滞納繰越	一五、六二七、一二八円	

△廿九年度調定額　七八、〇〇〇、〇〇〇円　（一七八・〇パーセント）
徴集予想額　六六、三〇〇、〇〇〇円　（八五・〇パーセント）
滞納繰越見込み　一一、七〇〇、〇〇〇円』

三崎町議会では五月二十五日、政府、国会に対し再度、水爆被害損害補償の早急解決を要望する陳情書を提出した。二十七日には臨時町議会が開かれ、まぐろ対策委員長から、事件発生以来これまでの動きの報告があった。

三崎町はビキニ事件の発生で、税収の減少と魚市場使用料の延滞が町の経済を危機に陥れているので、五千万円の起債を優先的に認めてほしいという趣旨の「原爆被害、自治体に対する事業起債優先取扱方陳情書」を六月十八日、関係官庁に対し提出した。

『原爆被害、自治体に対する事業起債優先取扱方陳情書

原爆実験によって蒙った被害は、日本水産業界をはじめとしていまやあらゆる面にまで進展しつつあります。

当三崎町も日本遠洋漁業の重要なる基地として、実験開始以来、当町魚市場を中心とした直接並びに間接被害は四億円を突破している実情にあります。この突発的事態は地方自治体の経済面には事業対策処理をはじめとして、納税力の減退、購買力の低下と恰も死の街と化している実情にあります。

夙に政府に於きましてはこれ等被害漁業者並に関係者に対しましては緊急融資をもって救済されてお

る処であります。

然しながら自治体の本年度予算の執行には相当の困難を伴っており、緊急事業も中止せざるを得ない現状にあります。

このような状態におきましては自治体将来の運営に大きな障碍となる事は明らかでありまして関係御当局の御認識を賜り、本年度申請中の別紙事業関係起債につきましては特別の御詮議をもって優先取扱賜り度陳情に及ぶ次第で御在います。』（別紙省略）

事件後初の朗報

七月十九日になって、事件発生以来初めての朗報がもたらされた。放射能検知魚類の取扱いに対し「魚全体として一〇〇カウント以上であっても、内臓、えらなどを除去し再検査して一〇〇カウント以下の場合はこれを食用としてもよい」という厚生省公衆衛生局長が関係知事に宛てた文書である。

『放射能検知魚類の取扱いについて

南方水域において漁獲された魚類の放射能検知については、厚生事務次官通牒検知及び処理要領によって実施することとしていた。

然るにその後各方面に渉って鋭意調査研究を進めていたところ、放射能による魚体の汚染は、それぞれの部位によって著しく差があること、即ち、えら、頭、胃、腎臓等に著しく、これに反し筋肉部は汚染の程度の僅少であることが逐次確認されるに至った。よってさしあたり魚全体としては一〇〇

カウントを超える場合であっても、内臓、えら等を除去し再検査して一〇〇カウント以下の場合はこれを食用に供することとした。

即ち一〇〇カウント毎分を超えるものが検知された場合は、各々その内臓、えら等を除去し、十分水洗いを行った後改めて所定の検知を行い一〇〇カウント以下に低下した場合は内臓、えら等のみを廃棄処分とし他の魚体は食用魚として取り扱うこと。この場合廃棄した内臓等は、土中に埋める等の措置を講じて不衛生にわたらないよう厳に留意することとしたので、爾今都道府県において魚類の検知をされる場合に、右の方針によって取り扱われたい。

おって、指定五港を担当する都県に対しては、別紙の通り事務次官により通牒したので、念のため申し添える。』（別紙省略）

検査の結果、一〇〇カウント以上は廃棄という基準が必ずしも正しいとは限らないという意見は当初からあり、学者の間でも議論が交わされていたが、厚生省の通達は、その世論を反映したものと思われる。三崎魚市場では、六月ごろから検査に反応するマグロはほとんどなくなり、時折サメヒレなどから検出される程度になっていた。こうしたことから、検査をしていると水揚げ作業の能率も落ちるので、魚市場関係者の中からは検査廃止を求める声が出ていたという。今回の通達は朗報には違いなかったが、依然検査は続けられるということで、魚市場関係者を納得させるものではなかった。

魚価の値下がりによる損害額

丸生寺本正市組合長は六月二十三日、日カツ横山会長らと、国会に岡崎外務大臣を訪ね、「ビキニ事件で、魚価の値下がりによる五月末までの損害額は、十七億余円に達し業界は困っている。一刻も早く対米交渉を促進して、強力に補償確保に努力してほしい」と訴え次のような陳情書を手渡した。

『陳　情　書

去る三月中旬発生した原爆被災事件は我が国全国民に衝撃を与えこれと共に我ら漁業者は一大被害を蒙って居ります。即ち汚染魚類の放棄、漁業制限による損害の外、特にまぐろ類の需要減退による魚価の低落は著しく、この儘に放置せられては、かつお、まぐろ漁業者には多分に倒産者続出の虞があります。その被害については吾々は刻々調査している処ですが、事件以後二ヶ月半の被害額はすでに十七億円に達して居ります。

この賠償又は補償については逸早く御当局の御考慮を戴いては居りますが漁業の窮状は日に日に急迫を告げ一刻の猶予も許さぬ状態に至り只管政府の処置を渇望している状況です。

仍って左記の実施につき、更に御高配願いたく五月二十八日開催の本会傘下全国かつお、まぐろ漁業協同組合及び協会合同総会決議をもって要望します。

記

一、損害の賠償又は補償

二、右実施迄のつなぎ融資

三、減税

四、日本国民に被害を及ぼす原水爆実験の中止

昭和二十九年六月十日

会　長　名』

日鰹連では七月二十八日に、外務省、大蔵省、農林省など政府関係機関に対し「水爆実験による損害補償に関する陳情書」を提出した。ここでは事件発生以来六月三十日までに業界の受けた被害は十九億二千八百四十四万五千円に達したとしている。

『水爆実験による損害補償に関する陳情書

水爆被災事件以来既に度々陳情申し上げて来た通りこの事件は我が国かつお・まぐろ漁業に一大損害を与え、本漁業は今や倒産者続出の危機に瀕して居ります。よってこれが損害に対し即刻政府では損害補償の措置を講ぜられたい。

茲に全国かつお・まぐろ漁業者の切実な叫びを以て陳情します。

要　旨

一、水爆実験により受けた鰹鮪漁業の損害

損害額　十九億二千八百四拾四万五千円

但し事件発生（三月十六日）以降六月三十日迄の分

備考　第五福竜丸の損害については、静岡県から直接政府宛て提出したため之を省略した。

損害内容

魚価暴落による損害　一、五二八、六四五千円

危険区域の設定による損害　二九六、八〇〇千円

漁獲物を廃棄した漁船の損害及事件対策処理費　一〇三、〇〇〇千円』

（以下略）

では、具体的にマグロはどのくらい値下がりしたか。東京大学農学部内にある漁業経済学会が発行した「漁業経済研究」の第三巻第二号に、三月から七月までの中央卸売市場（東京）の魚価の推移として、次のようなデータが載っている。

中央卸売市場の魚価の推移（加重平均価格）　単位　円

	三月上旬		三月下旬		四月		五月		六月	
	28年	29年	28年	29年	28年	29年	28年	29年	28年	29年
めばち	四二〇	六三六	四四二	三八二	四八二	三〇四	三四七	二二九	三三八	二七三
きはだ	二九三	四二四	三八七	三六九	四三八	三〇二	四〇四	二四八	三三三	二七六
びん長	四〇九	六〇五	四二五	四一四	四二〇	五一四	四〇三	四七九	四五三	五一九
くろかわ	三一七	四〇一	二八八	二七六	三六一	二二四	二九〇	二〇六	三〇九	二四五
まかじき	八三一	九一九	九六四	七五八	一〇五一	七〇二	六八三	六二〇	五四九	二六七

七月	28年	29年
	三三七	二七六
	三四二	三一九
	四三七	五四五
	三三三	二八三
	三八一	三一九

この数字は東京という消費地市場の二十八年と二十九年の数字を取り出して比較したものだが、消費地市場より、生産地市場の方が値下がりが大きかったので、三崎の場合は、これよりさらに値下がりが激しかったと推察できる。

軒並み値下がりしている中で、びん長だけは二十八年より高値になっている。びん長はアメリカへの輸出に依存している魚種だけに、アメリカでは原爆に対する関心の度合いが日本よりはるかに低いことが幸いしたと分析している。

水爆被害交渉経過報告会

七月二十九日午後七時から「水爆被害交渉経過報告会」が西野小公園で開かれた。この報告会は、協会、丸生、船員組合、丸魚の四団体が主催、三崎町が後援したもので、当日は数百人が参加したと

いう。町議会では、議員全員に参加の案内状を出している。

報告会の模様を七月三十日の三崎港報は次のように伝えている。

『(前略) 挙町一致を建前としていたが事務上の手続きから準備は多少遅れ予告が不徹底だったので来聴者の数は多少懸念されたが、さすがに我が身に関する問題だけに定刻以前続々と押し寄せた町民は町内有力者をはじめ、船員その家族と西野公園をうずめ、その数、数百をかぞえられた。

会は船員組合内藤副委員長の司会によって進められ、十三光栄丸船主金沢氏の挨拶によって始まり、町を代表して池田議長起って補償問題の現況と将来の方針を説明、カツオ、マグロ漁協組水戸氏、日本鰹鮪協会小出氏、交々経過を報告、アメリカの責任追及と誠意ある補償を要求、政府の軟弱外交を攻撃、「天災を救う暴風雨復旧費と同様、日本政府は責任をもって人為的災害たる水爆問題を解決せよ」と叫べば満場拍手を以ってこれにこたえて盛夏の夜にこだました。』(後略)

矢部ビキニ調査団長、水産試験場で調査概要を講演

八月十二日に、鮪漁業研究会主催の鮪漁業講演会が水産試験場で開かれた。この日は、四人の講師が、七件の研究発表をしたが、この中で、南海区水産研究所遠洋資源部長の矢部博技官が「ビキニ調査の概要報告」という講演をした。

矢部技官は水産庁がビキニ海域の総合調査をするために編成した科学者による調査団の団長として、科学者二十二人とともに農林省水産講習所の練習船俊鶻丸に乗り込み、ビキニ海域での調査に当たっ

た人である。講演概要は次のとおり。

『○北赤道海流の北部にはW方向の流れのみならずE方向の流れもかなりみられそのためビキニ東方においても海水から四五〇カウントが検出されている。

○赤道反流海域に入ると放射能は急激に減少し、カウント数は反流海域、南赤道流海域に行くに従って低くなっている。

○ビキニ西方は非常に強く五〇〇〇～七〇〇〇カウントが検出されている。

○放射能も川の流れのように水平的にも垂直的にも、強いところもあり、強弱が複雑である。

○海水が汚染されたところの魚体は汚染度が高い。

○放射能は魚体の部分によって異なり肉は低く、内臓では肝臓、幽門垂等に高く、腸、胃内容物で最も高い値が検出された。

○空気中、雨中には内地と同様ほとんど僅かしか検出されなかった。

○船体も少なく、最高一七〇カウントで、魚具は九〇〇カウント（ビンダマ三〇〇〇カウント）に達したこともあったが、浄水で使用している間に消滅してしまった。人体にも異常はない。

○ビキニ近くでは、メバチは全漁獲物に一〇〇〇カウント以上（数千カウント）であった。

以上からビキニ付近は航海するには差支えないが、まだ漁業の操業は控えたほうがよい。』（鮪漁業No.13より）

（俊鶻丸については「第四部・聞き書きメモ」で詳述）

久保山さんの死とその反響

九月二十三日午後六時五十分、国立東京第一病院に入院中の第五福龍丸無線長・久保山愛吉さんが放射能症のため永眠した。三十九歳の若さだった。このニュースは直ちにラジオで日本国内はもとより、全世界に放送された。三崎町民もラジオでこの悲報をきいた。このニュースを元にして、実験反対、完全補償の動きが活発化した。政府はこれを機に対米折衝の強化などビキニ対策に拍車をかけた。

三崎港報は、翌二十四日の紙面で久保山さんの死を悼む関係者の声を特集したが、汚染マグロの全量廃棄の第一号となった第十三光栄丸の金沢徳尾さんと、船員組合の浅井繁春さんは次のように話している。

『金沢徳尾さん＝何といっても原水爆の実験を禁止する事だ。うちの十三光栄は三崎に於ける被爆第一船で水揚げ全部を廃棄したので久保山さんの死は人一倍悲しく思われる。補償の問題でも魚を棄て一ケ月以上船を遊ばせて七百万円以上の損害を出したのにもかかわらず三百九十万円内払いでもらった外は何とも音沙汰が無い。今度協会の船が三隻ガイガー計数管を積んでいったが、このような事は国で補助して全船に備えつけさせることが必要と思う。』

『浅井繁春さん＝とにかく痛ましいことだ。何とも申しようがないが、今回のことは久保山さん個人の問題ではない。漁業者は勿論全国民が真剣に考えねばならぬ。日本政府の軟弱な外交の結果、満足な補償さえ得られぬ内に久保山さんを死なしたことについては憤慨という言葉以上の怒りを感ずる。完全なる賠償と水爆実験禁止を声を大にして要求する。組合としては焼津と歩調を合わせて近く陳情するつもりでいる。』

三崎・焼津漁民代表、米大使館へ直訴

ビキニ水爆被災資料集の年表の九月二十五日の項に『焼津市代表、政府へ決議文手交、三崎漁業会と焼津市民、原水爆禁止と全額補償要求のプラカードを立て、外務省、米大使館を自動車デモ』という簡単な記述がある。このことに関して、九月二十六日の神奈川新聞は『焼津市多々良収入役ら代表十三名は二十五日早朝トラックで上京、三崎から駆けつけてきた三崎漁業組合員二十三名と合流、二十二日の焼津市民大会の決議にもとづき「原子兵器実験中止」「ビキニ被災総額二十五億円の補償」を要求する決議案を持って外務省と米大使館を訪れ、同十一時半代表十名がテーラー参事官と会見した』（以下略）と報じている。ビキニ事件に関して米大使館が正式に陳情団と会見したのはこれが初めてだという。

この席上代表団は、①原水爆実験禁止②補償額の増額③原水爆の実験場所の変更④日本側が米人医師の治療を拒否したため久保山氏の死亡を早めたとの米国側の報道についての意見の四項目について回答を求めた。これに対して、テーラー参事官は『原水爆の実験はソ連も保有しているので、一方だけでは解決できないが、国際管理は考慮している。補償の増額は努力する。具体的な資料を日本政府に提出してもらいたい。米人医師の治療拒否の問題についてはそれが米国政府から出たものとすれば大いに遺憾である』と答えたという。（神奈川新聞）

この会見に参加したM・Sさんは二十五日の日記に次のように記している。

『浪人中の船員五名と連れ立ち、東京行き。

観光ホテルで広瀬氏、焼津の人達と落合い、先ず外務省へ赴き政務次官と会見するが、役人特有の

事務的回答しか得られず、土曜日とて次の米大使館へ行く都合もあり、早々そちらへ出向き右社戸叶里子の紹介と通訳でテイラーという役人に会ふも、これ亦御座なり』

県議会での融資問題のやり取り

九月二十五日に開かれた県議会の本会議の質疑で、ビキニ事件の融資の問題が取り上げられた。取り上げたのは中嶋英夫議員である。やりとりの概要は次の通り。

『中嶋議員　ビキニ原爆被害に対する融資額及びその条件について伺いたい。

鈴木農林部長　ビキニの被害については五億八千万程度と推定するが八千三百万円の融資があり、これは六分五厘で借り、信用機関を通じて貸付けるが、末端で六分五厘となる様に県で処置したいと思う。

中嶋議員　ビキニ被害の問題は米国のために生じた被害であるが、日本側から請求せず、米国から決定して来たものである。国民的な立場から政府の意向を伺っていただきたい。

内山知事　ビキニの問題については、間接被害が広範囲である為、等閑に付されたが、私も以前、正当に要求すべき金があるので、国際司法裁判所まで持ち込んでもやるべきであると発言した事もある。』

県議会では九月三十日の本会議で「原子兵器の実験、使用及び被害に対する完全補償に関する決議」を可決した。

『原子兵器の実験、使用及び被害に対する完全補償に関する決議

本年三月ビキニ環礁において米国の行った原子兵器実験が、我が国水産業に与えた被害は甚大なものがある。

政府は米国に対しビキニ原子兵器実験が我が水産業に与えた損害に対する補償並びに今後の漁船の完全操業に対する保障等につき折衝してきたと思慮されるが、被災後半年以上もたった今日、未だ適切な解決を見ないことは、まことに遺憾である。

然るに今般第五福竜丸無線長久保山愛吉氏が、我が国医療陣の最善の努力にもかかわらず、遂に放射能症のため死亡するに至ったことは痛恨にたえないとともに、原子兵器の恐るべき惨禍が我が国民とりわけ遠洋漁港をもつ当県に与えた衝撃は、きわめて深刻なものがある。原子兵器こそは単に水産業のみならず我が国民の生存を根底から破滅に導く恐れのあることが十分に察知せらるるに至った。

よって政府は久保山無線長の死の真の意義に深く思いをいたし、これを転機として一層の努力をもって速やかに原子兵器保有国の原子兵器実験、使用禁止及び我が水産業に与えた損害に対する完全補償について万全の措置を講じ、全日本国民の要望に応えるべきである。

右決議する。

昭和二十九年九月三十日

神奈川県議会』

十月五日、三崎町議会では、前出の県議会の決議と全く同じタイトル、同じ内容の決議をしている。

県議会と歩調を合わせたと思われるが、三崎町議会の決議案提案者は、三堀清治、神田幸雄、幸崎権太郎、石渡庄次、笹本由松、川名勘蔵、塩瀬厚、佐藤克己、宮川保、小菅喜久男、和田竹次郎の各議員となっている。提出先として、内閣総理大臣吉田茂など十人の名前を走り書きしたメモが残っている。

久保山さんの漁民葬

十月九日、久保山さんの葬儀が焼津市講堂で行われた。葬儀は静岡県漁民葬という形で行われたが、さながら全国漁民葬の感があったという。この葬儀には、久保山さんが大洋漁業所属のマグロ漁船・厚生丸に無線長として乗船していた経過もあって大洋漁業から花輪と弔文が贈られた。また三崎沿岸漁業協同組合連合会から花輪と弔電が贈られた。沿岸漁連としては、久保山さんとのお付き合いというより、焼津港を含む近隣漁港とのお付き合いという意味合いが濃かったという。

葬儀には全国から千余通の弔電が届けられ、焼津市内のパチンコ屋は、この日は全店が閉店して弔意を表したという。

神奈川県漁民大会

久保山さん追悼の意味を込めた神奈川県漁民大会が十一日に三崎の新生座で開かれた。この大会の参加団体は、県漁業協同組合連合会、丸生、協会、三崎沿漁連、船員組合、丸魚、三崎水産商工会で、三崎町後援となっている。文字通り、三崎の水産関係者を網羅しての大会である。『大会には県下か

ら千人の関係者が集まった』と十二日の三崎港報は書いているが、十三日の水産経済新聞は『この日小雨の中をも辞せず集まった参加者は約五百名を数え…』と報じている。

大会の議題は「原水爆の実験と使用の全面禁止」「被災者への即時完全補償」の二議案で、まず議長団に県漁業協同組合連合会奥村伊三郎会長、丸生寺本正市組合長、協会菅野進会長の三人を選び議事が進められた。

大会では、次のような宣言と決議を採択して翌十二日、大会実行委員（十八人）と漁民代表らが政府関係機関を訪れて決議文を手渡した。

『宣　言

本日ここに神奈川県下の全漁業者大衆を結集して開催した漁民大会は、ビキニ環礁に於ける水爆実験により生命の危険と経済的破局に追い込まれた全漁民が、強力なる連繋の下に原水爆の実験と使用禁止、水爆被害に対する完全補償とを、日本政府の責任において原水爆保有国に強く要求すると共に、原子力を平和的に利用し、以て全人類永遠の福祉に寄与すべきであることを国際平和機構に訴えるものである。われわれ漁民が血と汗を以て開拓した漁場は死の灰で失いつつあり、加うるにアメリカ政府の原水爆補償は遅々として進まず、日本政府もまた之に対し、何等積極的な熱意を示さず、われわれを見殺しにするが如き軟弱外交を露呈していることは甚だ遺憾である。

事態はも早や一瞬の逡巡をも許さぬ段階にきた。神奈川県下の全漁業者は、ここに大会を通じ、日本政府を叱咤鞭撻してアメリカ政府の猛省を促し、完全補償の即時実行を強く要望すると共に、水爆

の実験、使用の禁止、原子力の平和利用を全世界に要望する。

右宣言する。

昭和二十九年十月十一日

神奈川県漁民大会

決　議

一、我らは超殺人武器である原子爆弾実験と使用の全面的禁止を、全日本人の名において原水爆保有国に要求する。

一、我らは凡ゆる原水爆被災者に対し、日本政府の責任において完全補償の即時履行を要求する。

一、我らは原子力の平和的利用によって全人類に永遠の幸福をもたらすものと確信し、その速やかなる実現を国際平和機構に要請する。

一、我らは日本政府が従来の軟弱外交政策を一擲、対米折衝に積極的熱意を示し、以て全日本漁業者の窮乏打開に全力を傾注することを要求する。

右宣言する。

昭和二十九年十月十一日

神奈川県漁民大会』

この大会で、来賓の祝辞として田口参議院水産常任委員長が「被災補償の運動について、漁業者の

熱意が足りない」といった内容の挨拶をしたところから、運動に携わっている関係者はカチンときたらしい。十二日の三崎港報はコラムのなかで次のように書いている。

『◇きのうの県下漁民大会は、閉会に近づくにつれて活気を帯びてきた。来賓祝辞のトップを承った田口参院水産常任委員長が「被災補償の運動について、漁業者の熱意が足りない」といったことが漁業団体来賓の神経にさわったらしい。

◇無理もない話である。漁業団体は事件突発以来不眠不休の運動をしているのに「努力が足りない」とか「漁民は無関心だ」と決め付けられて黙っているわけにはゆくまい。』（後略）

全国漁民大会

翌十二日には、東京読売ホールで日鰹連、大日本水産会、全漁連、全日海、漁船労協五団体共催による「故久保山愛吉氏追悼原・水爆対策全国漁民大会」が開かれた。

三崎からは漁民が『大型バス数台を連ねて乗りつけた』とかつおトまぐろNo.46に記されている。十二日の三崎港報は『寺本氏ら実行委員一行は今朝十時、二台のバスを連ねて漁民代表約百名と共に冷雨の中を上京…』と報じている。焼津市の資料によれば、この日の参加者は『約一千名』という。（三崎港報は二千名）

大会の式次第は①開会の辞②主催者挨拶③経過報告④議長、副議長選任⑤黙祷⑥現地漁民の声⑦来賓挨拶⑧決議⑨実行委員の選任⑩閉会の辞となっている。

議長団には、横山登志丸さんら四人が選出された。

故久保山愛吉氏追悼　原・水爆対策全国漁民大会（東京・読売ホール）（第５福竜丸平和協会蔵）

大会には次のスローガンが掲げられた。

『一、福竜丸乗組員全快祈願
一、原、水爆実験絶対反対
一、水爆被害を即時完全に賠償せよ
一、公海の自由を死守せよ
一、久保山愛吉氏を犬死さすな』

大会には来賓として安藤正純国務大臣など十四人が名を連ねた。

この席上で焼津、三崎、高知、宮城の各県代表が意見を述べたが、三崎からは丸生寺本正市組合長が次のように述べた。（かつおトまぐろNo.47より）

『さる九月二十三日、不幸にも福竜丸無線長久保山愛吉氏は我々漁業者の見守る中に遂に不帰の客となられた。私共が最も心を傷めていた事実はついに訪れたのである。御遺族の方々には全くお気の毒で、新たにお悔みの言葉にむせび何ともいえない。

三崎においても即日、神奈川県漁民大会を開催し、県下の全漁民及びこれに賛同する一般大衆が結

集し、同憂の士は会場に溢れ、全員起立の中にお手元に差上げた水爆反対、完全補償の二つを決議した。

三崎においても第十三光栄丸初め幾多の犠牲者を出し、加えて魚価の暴落、その他の種々の損害は予想以上であって、全国七十％の水揚げを占めている三崎だけに、その額も巨大であり最近においても尚廃棄処分のまぐろがあとをたたない有様である。私共漁業者はこれらの被害によって入港する度に全く半額にも満たない番狂わせの水揚げ金で、将に倒産の淵に追いやられている。

私は三月事件発生当初から自らこの被災を体験し又日の当たり同僚の苦境を見ているが、どうしてこれを静観し得ようか。全く寝食を忘れて政府要請に日参し窮状を訴え補償を要求し続けてきた。私共の陳情は心からの叫びであり、真剣にその実情を訴えてきたのであるが、政府は何を曰論んでいるのであるか。事件以来早くも半歳余を経過したこの間、国内措置として損害に対するわずか七％程度の融資と、廃棄した魚類に対する賠償の一部内渡しをされたに過ぎない。このような消極的な措置では、現在の私共マグロ漁業者の窮状を打開することは到底できない。政府はその救済方策について今なお方針すら定まらない。或いはこれによって責任を果たしたかのような感じを与える。衆参両院におかれても早くからこの問題を取り上げ、その委員会において連日政府関係者の御指導御鞭撻に当たっておられる。政府は従来天災地変に対してさえ補償の措置を講じている。いわんや今度のような人為的な水爆実験による漁業者の被害に対しては、救済の途を講じ速やかに完全補償をなすべきではないか。

我々はあらゆる国と友好関係の基礎に立って平和的な漁業を営むことを切望する者である。そのた

めに相互いに相手の立場を尊重し、あくまで合法的に解決する事が必要であろう。この際日本政府は、ここに解決遷延の責任をとると共に、一刻も早く政府において責任ある補償をなし、然る後米政府に対し積極的にこれが交渉を進めるよう望んで止まない。しかし、私共は一日も早くこの被災の苦境から脱し、水産業発展のため国内食料即ち蛋白源の確保に或いは輸出による外貨獲得に、その本然の使命に精魂を打込み国力の回復に貢献せんとする者である。人道上かかる悲劇をもたらす原水爆の実験が繰り返されることなく地球上から永久に葬り去られんことを全世界の人々に訴え満場の諸兄と共に、之が実験及び使用禁止のためにあくまで闘い抜かんとする者である。』

大会は次のような決議を行った。

『決　議

一、われらは水爆の犠牲になられた第五福竜丸無線長久保山愛吉氏の死を悼み療養中の乗組員諸氏の速やかな全快を祈願する。

二、われらは人類を破滅に導く原水爆の使用及び実験に絶対反対する。

三、われらは実験によって日本水産業の被った一切の損害につきアメリカに対し完全な補償を要求する。

昭和二十九年十月十二日

故久保山愛吉氏追悼　原、水爆対策全国漁民大会』

大会終了後この決議を持って実行委員が米国大使館に行き陳情、決議文を手渡した。

米大使館に三崎から何人いったのかは不明だが、焼津市の資料には「約五十名」というメモが残っている。

十三日の三崎港報は『この大会に出席した三崎漁民代表は、午後四時半伊東大日本水産会副会長、吉田同常務と共にアメリカ大使館を訪れシドウイニック二等書記官に十一日夜の県下漁民大会で可決した決議文を手交「実験禁止について直接われわれと話し合うよう」申し入れ、深夜帰崎した。』と報じている。

この大会に参加したM・Sさんは、十月十二日の日記に次のように記している。

『昨夜の地方大会に次いで、今日は一時より読売ホールで原水爆対策全国大会が開かれ、船主、在港船員と共に組合事務所も全員これに参加する。

終わってより例の如く米大使館へ陳情に行くが、これも亦事務的回答に終わる。』

漁業者の損害補償要求額二十億円

日鰹連では、業界独自の立場からビキニ水爆実験によるマグロ漁業者の損害賠償要求額の算出を急いでいたが、十一月一日にまとめられた。これによると、要求額は一次、二次合わせて総額二十億五千五十一万三千円である。内訳の概要は次の通り。(日鰹連史Ⅰによる)

▽第一次要求金額＝　一九億二八四四万五〇〇〇円

これは、事件発生以後六月三十日までの間に、ビキニ水爆実験でマグロ漁業者が受けた次の六項目

の直接損害である。ただし第五福龍丸の分は含まれていない。

『内訳

廃棄まぐろ漁船の損害　八七六六万八〇〇〇円（三月以降六月三十日間分）

危険水域設定の損害　三億六四六〇万四〇〇〇円

魚価値下がりによる損害　一三億二〇〇五万二〇〇〇円

販売時間の遅延による損害　一億一一六二万三〇〇〇円

需要激減に対する回復費　一億二五四〇万〇〇〇〇円

金利　三一九五万八〇〇〇円

▽第二次要求金額＝　一億二二〇六万八〇〇〇円

これは七月以降九月二十八日までに断続的に発生した廃棄処分となったマグロの損害と、廃棄費用、廃棄備品、特別値下がりによる直接損害である。

▽合　計　二〇億五〇五一万三〇〇〇円』

船員の損害はどの位だったか

業界の損害額は数字で示されたが、では漁船員の損害はどの程度だったのだろうか。

船主の場合は、受けた損害の中で魚価の値下がりによる損害が最も大きかった。船員もその影響をモロに受けたことは推察できる。しかし、船の規模や、漁場、何を主体に釣ってきたかで利益が大きく異なってくるので、一概にはいえないが、第十三光栄丸の場合を例にとってみよう。

昭和二十九年、丸生の所属船は六十二隻、平均トン数は一七三・一五トンとなっている。第十三光栄丸は百十九トンなので、平均をやや下回るマグロ船と見てよい。三月二十六日三崎に入港したときは二十四人の乗組員がおり、九千貫のマグロを積んできた。

結果的にはこのマグロはすべて廃棄処分になってしまったが、これがすべて水揚げされたと仮定して、単純な計算をしてみる。これはあくまで仮定である。

水揚数量 3月16～31日 平均単価、水揚げ金額　大仲経費　漁海益　船員の取分　船員数

9000貫 × 307円46銭 = 276万7140円 − 200万円 = 76万7140円 × 40% = 30万6856円 ÷ 24人 =

1人当り手取単価

1万2785円

ビキニ事件のため、平均単価は安くなっているが、これが事件がなく、ごく通常に水揚げが行われた場合の推定単価は四一六円三銭（漁業経済研究第三巻第二号による）とされるので、これをもとにすると、一人当たりの手取り単価は二万九〇七一円となる。

二万九〇七一円から一万二七八五円を引くと一万六二八六円なので、この額が船員一人当たりの損失額となる。もちろんこれが、すべての船員に当てはまるわけではないが、平均値として一つの目安となろう。

当時三崎に約五千人の船員がいたとすると、

1万6286円×5000人＝8143万円

となる。これだけの金額が三崎町内にいる船員の懐に入るのと入らないのとでは、三崎下町への影響も大きい。この年、事件以後四航海したとすれば、その額は約三億二千万円となる。一時、三崎下町の飲食店街が、静かになったのもうなずける。

漁業経済研究第三巻第二号で、高知県室戸の事例として、ビキニ事件発生前、ある漁船の一般船員の五航海を平均した一航海当たりの手取りが二・五万円だったのに、事件後は一航海当たり一万円を切ってしまったという事例を紹介している。

三崎港でも、事件後入港したら最低保証だけの収入しかなかったという船員は多い。

この当時の賃金体系はまだ確立していなかった時代なので、苦境に追い込まれた船員も多かった。でも三崎は組合活動が始まっていたので、まだいい方だったという。

船主に配分された慰謝料の一部は船員にも分けられたが、多くの船主が船員組合に配布を委託したという。

政府、二億三千万円を融資

十月十四日、政府は一時の救済融資として、業者に対し二億三千万円を貸し出した。丸生には二五

○五万円が割り当てられ、組合保証のもとに各組合員に融資したが、この融資は『三十年三月二十五日までの返済で、その期間があまりにも短く、ためにその利用は殆ど効をなさなかった』と同組合の「組合史」に記されている。

検査打ち切り

十二月に入って、検査する魚の放射能の量が微弱になっているなどから、検査を続けることを疑問視する声が強くなり、厚生省でも検査を続けるべきかどうかについて内部検討がされていたが、十二月二十二日に開かれた原爆被害対策協議会食品衛生部会の席上で①汚染魚筋肉中の放射能が微弱であること②かなり強いものでもその出現率は稀であること③筋肉から放射性元素として亜鉛65が確認されたこと④第四属元素を全部ストロンチュウム90と見なしても最大許容量に達しないことが確認された。これを受けて厚生省は、検査廃止について食品衛生部会に同意を求め、環境衛生部長談として二十二日の東京各紙の夕刊に、「まぐろはもう大丈夫」として近く検査を中止すると発表した。この時点では、打ち切りの日は正式にきまっていない。

急な決定に驚いた東京都は、「時期尚早だ」として検査打ち切りに反対し厚生省に抗議した。消費者のマグロに対する根強い不信感があったことを伺わせる一幕である。十二月二十五日の毎日新聞は、ふんまんやるかたない東京都衛生局の意向を次のように伝えている。

『「築地港での検査成績によると最近でも放射能をもったマグロがあり、しかも千カウント以上のものがある実情だから、厚生省の措置は理解できない」という態度を明らかにし、検査の資料をそろえ

て厚生省に回答を求めている。』

急な発表で現場でも混乱が起きた。現場では、正式な通知を受けていなかったため、検査を続行し、一〇〇カウント以上のものは廃棄しなければならなかったからである。

二十三日の三崎港報はこのニュースを取り上げて、市民各界層の談話を紹介しているがその中で三崎保健所の鈴木衛生課長は『捨てる量の多いときは業者に恨まれ、少ないときには無用論まで飛び出す始末で、まったく閉口しました。一番心配なのは今日から正式発令までの間に検出された魚の処理と、その後の影響ですね。きょうも五本ばかり検出されていますが、これは廃棄指示が出てから三日以内に処理することになっているので、その最大限まで船主に保管させてなんとか助けたいと思っています』と話している。正式決定は三十一日だったのでこのマグロは助からなかった。

丸生の寺本組合長はＮＨＫの取材に対し『いまごろになって、放射能の結論がどこからでたのか知らないが、この損害をだれが責任を持って支払ってくれるか判然としない以上話もできない』と語ったという。（二十三日付け三崎港報）

厚生省は二十八日「三十一日限りで検査を中止する」旨正式に決定し、三十一日をもって検査は廃止された。

検査は中止と決まっても、補償問題は未解決のままだ。多くの問題を残したまま、昭和二十九年は終り、三崎町時代も終止符を打った。